

第8期

厚岸町高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画

令和3(2021)年度～令和5(2023)年度

みんな笑顔で健やかに、つながり支え合うまち



令和3年3月
厚岸町

目 次

第1章 総論	1
第1節 厚岸町の概要	3
第2節 計画策定のための背景と趣旨	4
1. 計画策定の趣旨	4
2. 計画の位置付け	5
3. 計画の期間と達成状況の点検及び評価	6
4. 計画の策定体制	7
5. 日常生活圏域の設定について	8
第3節 国の動き・制度改正の主な内容について	9
国の動き・制度改正など	9
第4節 高齢者を取り巻く状況	12
1. 人口・世帯等の状況	12
(1) 人口構造	12
(2) 世帯の状況	14
(3) 被保険者と要介護認定の状況	15
2. 高齢者の将来推計（目標年度における人口推計）	17
(1) 計画期間における人口推計	17
第5節 計画の基本的な目標と重点方針	19
1. 計画推進のための基本方針	19
(1) 基本的な目標	19
(2) 施策体系について	21
2. 計画推進のための重点方針と施策の展開	22
第2章 各論	25
第1節 重点方針への取組	27
1. 自立支援、介護予防・重度化防止の推進	27
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の整備及び充実	27
(2) 健康づくり事業の推進	33
2. 地域包括ケアの推進	35
(1) 地域包括支援センターが行う包括的支援事業の推進	35
(2) 地域包括ケアシステムの確立・推進	37
(3) 地域支え合い体制の推進	39
(4) 在宅生活を支えるサービスの推進	41
(5) 認知症高齢者などへの支援	46
(6) 高齢者の権利擁護のための取組	50
(7) 在宅医療と介護の連携	52
3. 介護サービスの基盤整備と質的向上	53
(1) 入所施設の整備と居宅サービスの確保と充実	53
(2) 高齢者が住みやすい居住環境への取組	54
(3) 人材養成研修の推進、従事者の資質向上	55
(4) 介護保険サービスの質の向上と確保	55
(5) 介護給付等に要する費用の適正化への取組	57

(6) 災害や感染症対策について	58
4. 高齢者の積極的な社会参加の推進	59
(1) 生きがいづくりの推進	59
第2節 介護保険の事業費の見込み	61
1. 介護保険の財源	61
(1) 介護保険の財源内訳	61
(2) 地域支援事業の財源内訳	61
2. 介護保険サービス量の見込み	63
(1) 居宅サービス量の見込み	63
(2) 地域密着型サービス量の見込み	77
(3) 施設サービス量の見込み	83
(4) 必要利用定員総数	86
(5) 独自サービス	86
3. 介護保険サービス事業費の見込み	87
(1) 標準給付費の見込み	87
(2) 地域支援事業費の見込み	90
4. 第1号被保険者の介護保険料	91
(1) 第1号被保険者の保険料算定までの流れ	91
(2) 保険料収納必要額の算定	92
(3) 第8期介護保険料（保険料基準月額）	92
(4) 所得段階別の介護保険料	93
(5) 厚岸町・北海道・全国における保険料基準額（第1号被保険者分）の推移	94
第3節 計画の推進について	95
1. 計画推進への取組及び推進に必要な事項	95
(1) 計画推進に向けた全体の取組	95
(2) 情報周知と住民ニーズの把握	95
(3) 計画の推進管理と点検・評価	95
資 料 編	97

第 1 章 総論

- 第 1 節 厚岸町の概要
- 第 2 節 計画策定のための背景と趣旨
- 第 3 節 国の動き・制度改正の主な内容について
- 第 4 節 高齢者を取り巻く状況
- 第 5 節 計画の基本的な目標と重点方針

第1章 総論

第1節 厚岸町の概要

厚岸町は、北海道の東南部、釧路市より48km東方に位置し、厚岸湾・湖を抱いて太平洋側に面し、穏やかな湖沼、湿原、緑豊かな山野に加えて、先住民族の史跡や文化財などの恵まれた自然を有し、海の幸に恵まれた風光明媚な地として発展してきました。

明治12年に厚岸郡役所が設置され、明治33年には町政を施行し、昭和30年には太田村の一部を合併し、現在に至っています。

人口は、昭和35年の20,185人をピークに、昭和30年代後半の国のエネルギー政策の転換による上尾幌地区の炭坑閉山、昭和40年代後半にはニシンの群来が皆無となり、地場産業が衰退し、さらに、昭和50年代前半の北洋漁業200海里規制による地元経済の低迷や都市部への人口流出などの要因により、令和2年9月末には9,136人となっております。65歳以上の高齢者は3,267人で、高齢化率は35.8%となっています。

医療は、町立厚岸病院が中心となり、地域の医療機関との連携のもと発展し、また、24時間の救急医療体制を確保し、一般病床数55床と平成24年度より病院内に介護老人保健施設23床を併設し、地域の中核的医療機関として浜中町を含む診療圏で幅広い地域医療を展開しています。

また、厚岸町では昭和56年に特別養護老人ホーム心和園を開設、平成3年に在宅老人デイサービスセンター、平成9年にショートステイを併設し運営してきました。平成26年4月1日からは、厚岸町から社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会へ管理業務が変更（指定管理者）となっています。

平成12年に「厚岸町保健福祉総合センターあみか21」を開設し、あらゆる世代の交流、心と身体の健全育成を目指す拠点施設として、町民の健康づくりと地域福祉の支援機能を備え、一元的なサービス提供体制で事業を展開しています。

「第6期厚岸町総合計画」では、目指すまちの姿「みんなの”あっけし”新時代の創造に向かって」に向けて、将来像「みんな笑顔で健やかに、つながり支え合うまち」を基本に、福祉のまちづくりを進めています。



第1章 総論

第2節 計画策定のための背景と趣旨

1. 計画策定の趣旨

本格的な人口減少社会の到来を迎えた我が国において、総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合（高齢化率）は、令和元年10月1日現在28.4%と過去最高を更新しています。令和7（2025）年には、いわゆる団塊の世代全てが75歳以上となり、令和22（2040）年にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になる予想です。我が国の高齢化は、今後さらに進展し、医療や介護の需要も増大すると考えられています。

こうした中、介護保険制度を将来にわたり維持しつつ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で「高齢者の自立と尊厳を支えるケア」ができるようにするため、国は、介護が必要な高齢者が急速に増加すると見込まれる令和7（2025）年までに、「地域包括ケアシステム」の構築を自治体等に求めています。

地域包括ケアシステムは、限りある社会資源を効率的・効果的に活用しながら、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を包括的に確保するもので、各地域の実情に応じて深化・推進していくことが重要となっています。

厚岸町では、令和2年1月現在、高齢化率が36.0%となっており、北海道の高齢化率31.7%と比べても高い水準であり、高齢化率は増加傾向が想定されています。

高齢化が進む中、高齢者のライフスタイルや生活意識、ニーズ等がさらに多様化していくことが予測されています。高齢期を迎えても、それぞれの人が、豊富な経験や知識、特技等を地域社会に活かすことができる環境づくりとともに、お互いに助け合い支えあう地域づくりを目指していく必要があります。

一方で、介護・医療等の支援を必要とする高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で個人の尊厳やその人らしい生き方が尊重され、自立し安心して生活していくことができるよう、住民、事業者、地域のつながり等と連携・協働しながら、高齢者の地域生活を支える地域包括ケアシステムを推進していく必要があります。

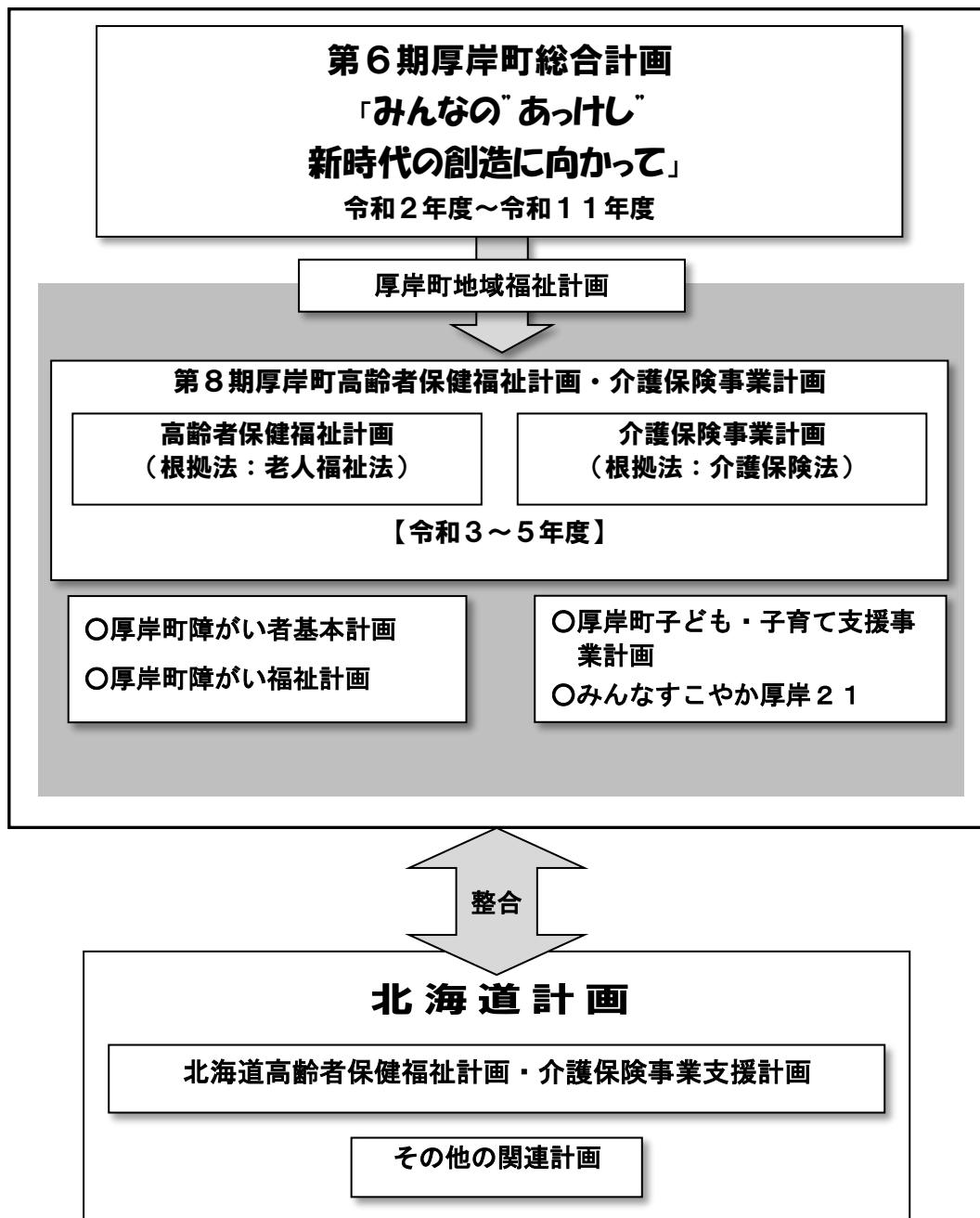
地域包括ケアシステム構築の入り口として、厚岸町では平成29年4月から、多様な主体による介護予防と生活支援サービスの充実で、地域の支え合いの体制づくりや要支援者などに対する、効果的かつ効率的な支援を行うことを目指す「介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）」を始めています。

厚岸町では、令和7（2025）年度を見据えた中長期的な視野で、第7期厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下、「第7期計画」という。）から取り組んできた施策を引き続き推進するとともに、これまでの実績や課題を踏まえ、厚岸町の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を目指し、『第8期厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画』（以下、「本計画」という。）を策定します。

2. 計画の位置付け

この計画は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条に規定するもので、「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的な計画として策定します。

また、厚岸町の総合計画及び関連する計画と整合性を図るとともに、北海道において策定する「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」及び他の計画との連携に留意しつつ策定するものです。



第1章 総論

3. 計画の期間と達成状況の点検及び評価

介護保険法第116条の基本指針に基づき、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。

策定に当たっては、団塊の世代が75歳以上となり、介護が必要な高齢者が増加する令和7（2025）年度までに、また、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22（2040）年も見据えて、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを段階的に構築することを目指し、本計画における目指すべき姿を明らかにしながら、取組を進めていきます。

また、本計画の見直しについては、介護保険給付の費用の実績や介護予防事業の実施状況、地域における社会資源の整備状況などを踏まえ、令和5年度中に行うこととします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
第3期厚岸町地域福祉計画						第4期厚岸町地域福祉計画				
					見直し 年度					見直し 年度
第6期計画			第7期計画			第8期計画			第9期計画	
		改訂 年度			改訂 年度			改訂 年度		

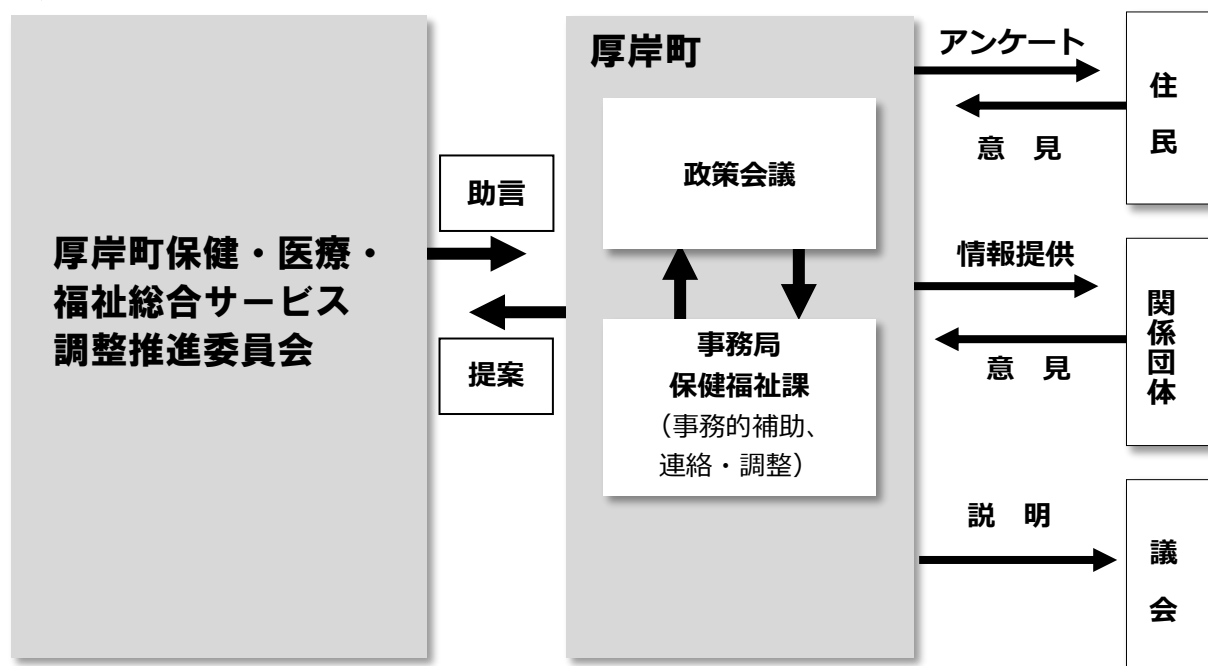
さらに、この計画の進捗状況を常に把握し、その点検・評価を行い、計画の推進に当たっては、社会情勢の変化などにも適切に対応し、施策の優先度や緊急性などを総合的に勘案しながら推進していくことに努めていきます。

4. 計画の策定体制

厚岸町においては、保健・医療・福祉のあり方や高齢者などが地域で快適な生活を営むことのできるやさしいまちづくりの施策等の検討を行うため、「厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会」を設置しています。

また、保健・医療・福祉施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、厚岸町政策会議により、全庁的な体制のもとに計画の策定を行いました。

《策定体制図》



5. 日常生活圏域の設定について

高齢者の生活を支える基盤は「住まい」を中心に、保健・医療・福祉関係のサービス施設や、その他公共施設、交通機関、加えて地域に暮らす人々の見守りといった地域資源をつなぐ人的なネットワークが重要な要素となります。

こうした地域の様々なサービスや主体が連携し、地域の高齢者の暮らしを支える「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

行政区、住民の生活形態、地域づくり単位等の地域性を踏まえ、厚岸町全域を1つの日常生活圏域として設定し、高齢者支援の充実を図ります。

①サービス事業所の状況

サービス事業所は、湖北地区において「居宅介護支援事業所」2か所、「訪問介護事業所」2か所、「通所介護事業所」3か所、「通所リハビリテーション事業所」2か所、「訪問リハビリテーション事業所」2か所、「短期入所生活介護事業所」1か所、「短期入所療養介護事業所」1か所、「訪問看護事業所」1か所、「訪問入浴介護事業所」1か所があります。

湖南地区には「居宅介護支援事業所」1か所と「訪問介護事業所」1か所のみとなっており、サービス事業所は主に湖北地区に集中している状況となっています。

施設系サービスは全て湖北地区にありますが、通所系のサービスでは事業所の車両で送迎を行っており、町内全域で同一のサービス提供を行える状況にあります。

②新規開設事業所の状況

これまでの事業は継続しますが、新たに展開する事業や開設する事業所はない予定です。



第3節 国の動き・制度改革の主な内容について

国の動き・制度改革など

国の目指す介護保険制度改革の全体像について

【改革の目指す方向】

○地域共生社会の実現と2040年への備え

- ・地域包括ケアシステム、介護保険制度を基盤とした地域共生社会づくり
- ・介護サービス需要の更なる増加・多様化、現役世代（担い手）減少への対応

【改革の3つの柱】※3つの柱は相互に重なり合い、関わり合う

1. 介護予防・地域づくりの推進～健康寿命の延伸～
 ／「共生」・「予防」を両輪とする認知症施策の総合的推進
 - ・通いの場の拡充等による介護予防の推進
 - ・地域支援事業等を活用した地域づくりの推進
 - ・認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の総合的推進 等
2. 地域包括ケアシステムの推進
 ～地域特性等に応じた介護基盤整備・質の高いケアマネジメント～
 - ・地域特性等に応じた介護サービス基盤整備
 - ・質の高いケアマネジメントに向けた環境整備
 - ・医療介護連携の推進 等
3. 介護現場の革新～人材確保・生産性の向上～
 - ・新規人材の確保、離職防止等の総合的人材確保対策
 - ・高齢者の地域や介護現場での活躍促進
 - ・介護現場の業務改善、文書量削減、ロボット・ICTの活用の推進 等

【3つの柱を下支えする改革】

- 保険者機能の強化
 - ・保険者機能強化推進交付金の抜本的な強化
 - ・PDCAプロセスの更なる推進
- データ利活用のためのICT基盤整備
 - ・介護関連データ（介護DB、VISIT、CHASE）の利活用に向けたシステム面・制度面での環境整備
- 制度の持続可能性の確保のための見直し
 - ・介護保険料の伸びの抑制に向けて、給付と負担について不断の見直し

第1章 総論

計画策定における基本的な方針と重点ポイントの検討について

1 基本的な方針について

介護保険制度改革の全体像も踏まえて、第8期計画では、次にあげる基本方針に沿って計画策定に取り組んでいく。

2040年への備えを見据えた重要課題を踏まえる

- 2040年頃に高齢者の数はピークを迎えるとされる中、2025年以降は「高齢者の急増」から「現役世代人口の急減」に局面が変化する。（国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口より）2025・2040年を見据え、推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定する。
- 社会活力を維持・向上するためには、現役世代人口が急減する中で、高齢者をはじめとする多様な就労・社会参加を促進するための「健康寿命の延伸」や、労働力の制約が強まる中での「医療・介護サービスの確保」に取り組む必要がある。

2 重点ポイントについて

国の社会保障審議会介護保険部会での議論を踏まえ、第8期計画において重点的に取り組むべきポイントとしては、次の6つです。

1. 介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）

- ひとり暮らしや高齢者のみの高齢者世帯の増加や、地域のつながりの弱まりが進む中、介護サービス需要の増加、多様化が見込まれます。
- 高齢者の就労希望や、地域活動への参加ニーズの高まりなどから、高齢者像も変わりつつあります。
- 地域支援事業や健康づくりと介護予防の推進により、地域で暮らし続けるための社会参加を促す取組を推進していく必要があります。

2. 保険者機能の強化（地域の特性に応じたつながりの強化・マネジメント機能の強化）

- 市町村が保険者である介護保険制度においては、介護サービス基盤の整備や取組を通じて、地域のつながりの強化につなげていくことが求められています。
- 平成30年度より、高齢者の自立支援・重度化防止等へ向けた保険者の取組を推進するための交付金（保険者機能強化推進交付金）が創設されており、その実効ある活用を図る必要があります。

3. 地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）

- 要介護認定率や1人当たり給付費に影響が出やすい85歳以上人口の推移を注視し、①介護離職ゼロに対応した整備量の上乗せ検討、②地域医療構想による病床の機能分化・連携に伴う介護サービスの整備の検討、③介護予防等の取組状況を踏まえる。
- 医療と介護の連携、地域密着型サービスの小規模化、多機能化、既存施設の活用など、多様なニーズに対応した介護の提供・整備を引き続き図る必要があります。

4. 認知症「共生」・「予防」の推進

- 「認知症施策推進大綱」、「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」に基づき認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進し、介護予防の中でも重要な位置付けとしていきます。
- 「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」に沿って、「理解の促進・啓発」、「適時・適切な医療・介護等の提供」、「家族介護者への支援」、「地域での見守り体制整備」、「高齢者の虐待防止と権利擁護の推進等」に引き続き取り組みます。

5. 持続可能な制度の再構築・介護現場の革新

- 「持続可能な制度の再構築・介護現場の革新」については、介護保険の運営や介護サービスの整備・人材の確保の上で大きく影響すると思われます。
- 第7期介護保険事業計画に基づき、介護給付適正化の推進等、介護保険制度の適正・円滑な運営を進めています。国の審議会の動きを注視しつつ、自治体として、持続可能な介護保険運営のための有効な対応を検討する必要があります。

6. 災害や感染症対策に係る体制整備

- 近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載する。
- 地域防災計画や新型インフルエンザ対策行動計画などを基盤として、自治体として持続可能な介護事業運営のため、自治体と事業者の方向性を検討する必要があります。

第1章 総論

第4節 高齢者を取り巻く状況

1. 人口・世帯等の状況

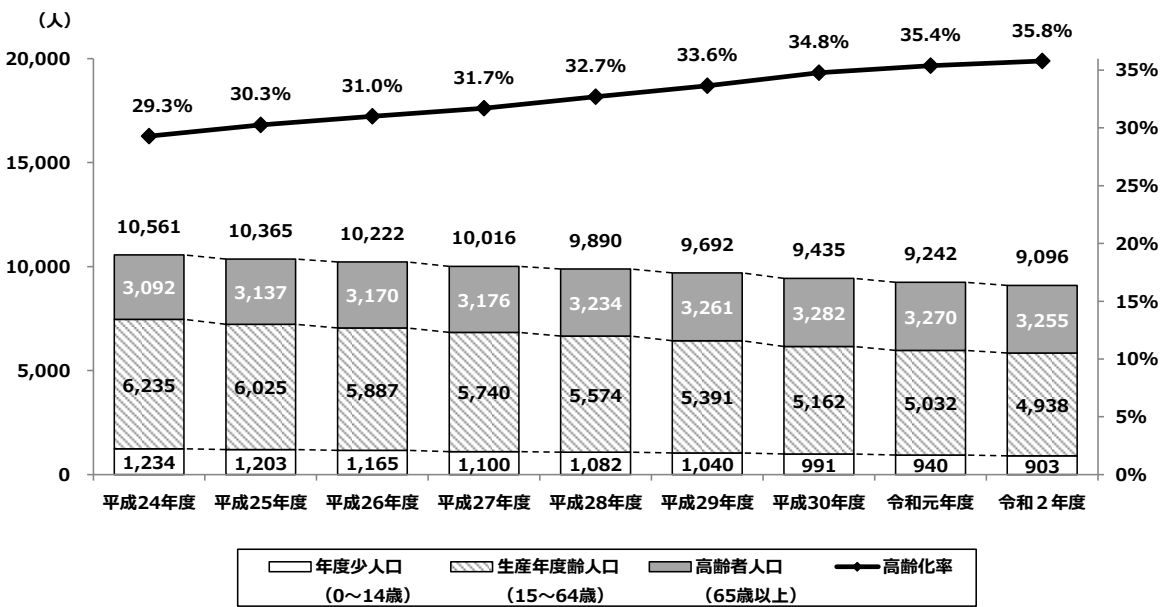
(1) 人口構造

○総人口の推移

厚岸町の総人口は、年々減少傾向にあり、平成24年度（10,561人）から令和2年度（9,096人）の9年間で約13.9%（1,465人）の減少となっています。年齢構造別にみると、高齢者人口は平成24年度以降から平成30年度までは増加していますが、令和元年度から減少傾向となっています。

また、生産年齢人口及び年少人口は年々減少しています。生産年齢人口及び年少人口の減少とともに、高齢者人口の比率が高まり、結果として少子高齢化は進んでいます。

総人口の推移



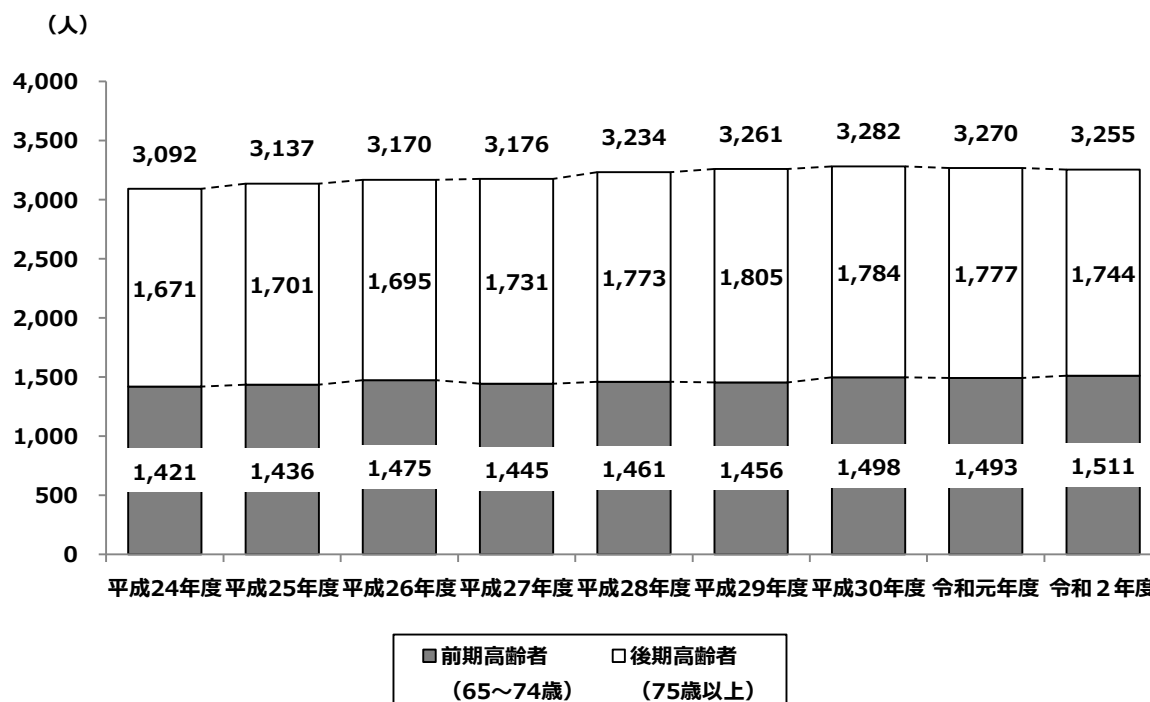
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総人口	10,561	10,365	10,222	10,016	9,890	9,692	9,435	9,242	9,096
年少人口 (0~14歳)	1,234 (11.7%)	1,203 (11.6%)	1,165 (11.4%)	1,100 (11.0%)	1,082 (10.9%)	1,040 (10.7%)	991 (10.5%)	940 (10.2%)	903 (9.9%)
生産年齢人口 (15~64歳)	6,235 (59.0%)	6,025 (58.1%)	5,887 (57.6%)	5,740 (57.3%)	5,574 (56.4%)	5,391 (55.6%)	5,162 (54.7%)	5,032 (54.4%)	4,938 (54.3%)
高齢者人口 (65歳以上)	3,092 (29.3%)	3,137 (30.3%)	3,170 (31.0%)	3,176 (31.7%)	3,234 (32.7%)	3,261 (33.6%)	3,282 (34.8%)	3,270 (35.4%)	3,255 (35.8%)

* () 内は総人口に占める割合 資料：住民基本台帳（各年9月末日）

○高齢者人口の推移

高齢者人口の内訳をみると、前期高齢者（65～74歳）は増減を繰り返しており、後期高齢者（75歳以上）は平成29年までは増加傾向で、平成30年度から減少しています。令和2年度の総人口に占める後期高齢者の割合は19.2%となっています。

高齢者人口の推移



(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総人口	10,561	10,365	10,222	10,016	9,890	9,692	9,435	9,242	9,096
高齢者人口	3,092	3,137	3,170	3,176	3,234	3,261	3,282	3,270	3,255
	(29.3%)	(30.3%)	(31.0%)	(31.7%)	(32.7%)	(33.6%)	(34.8%)	(35.4%)	(35.8%)
前期高齢者 (65～74歳)	1,421	1,436	1,475	1,445	1,461	1,456	1,498	1,493	1,511
	(13.5%)	(13.9%)	(14.4%)	(14.4%)	(14.8%)	(15.0%)	(15.9%)	(16.2%)	(16.6%)
後期高齢者 (75歳以上)	1,671	1,701	1,695	1,731	1,773	1,805	1,784	1,777	1,744
	(15.8%)	(16.4%)	(16.6%)	(17.3%)	(17.9%)	(18.6%)	(18.9%)	(19.2%)	(19.2%)

* () 内は総人口に占める割合

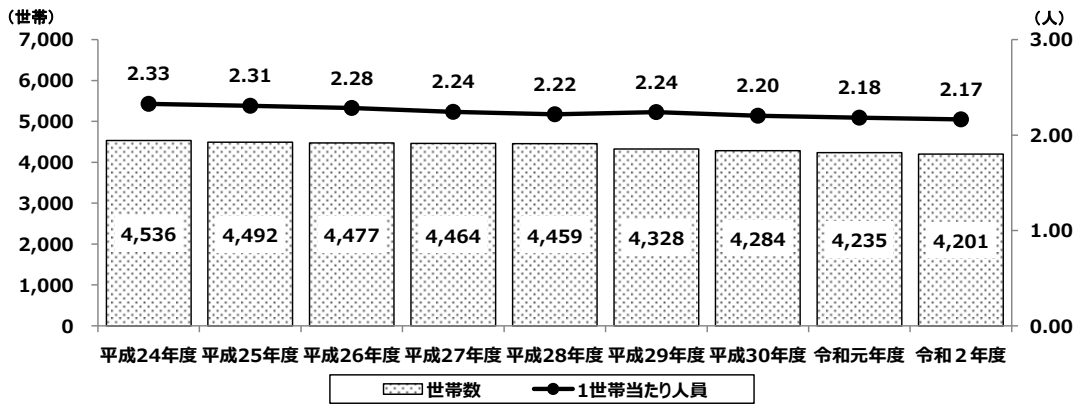
資料：住民基本台帳（各年9月末日）

(2) 世帯の状況

世帯数は、令和2年9月末現在で4,201世帯となっており、平成24年度から令和2年度までの9年間で、155世帯減少しています。

一方で、1世帯当たり人員は減少傾向にあり、平成24年度の2.33人から令和2年度には、2.17人になっています。核家族化の進行やひとり暮らしの増加がうかがえます。

世帯数と1世帯当たり人員の推移



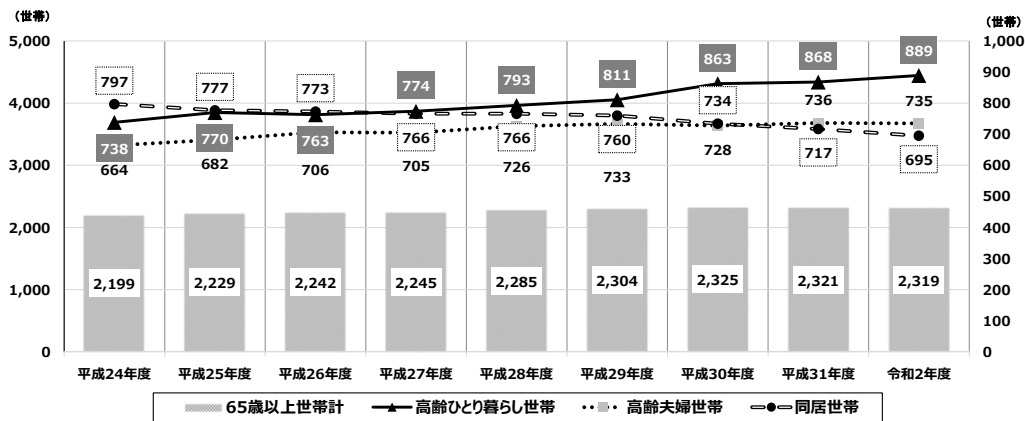
資料：住民基本台帳（各年9月末日）

〇高齢者のいる一般世帯の推移

65歳以上の高齢者のいる世帯は平成30年度まで増加傾向で、その後減少しています。令和2年度では2,319世帯となっており、全世帯数に占める割合は55.2%と高くなっています。特に、「高齢ひとり暮らし世帯」は、65歳以上の高齢者のいる世帯割合の約38.3%と増加傾向となっています。

高齢者のいる世帯を構成別にみると、「同居世帯」の構成比率が緩やかに減少しているのに対し、「高齢ひとり暮らし世帯」と「高齢夫婦世帯」の構成比率が少しずつ増加し、平成27年度からは、「高齢ひとり暮らし世帯」が比率として一番高くなっています。

高齢者（65歳以上）のいる世帯の変化



(単位：世帯)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
65歳以上世帯計	2,199	2,229	2,242	2,245	2,285	2,304	2,325	2,321	2,319
高齢ひとり暮らし世帯	738	770	763	774	793	811	863	868	889
高齢夫婦世帯	664	682	706	705	726	733	728	736	735
同居世帯	797	777	773	766	766	760	734	717	695

資料：高齢者人口の状況調（各年9月末現在）

(3) 被保険者と要介護認定の状況

○被保険者数の推移

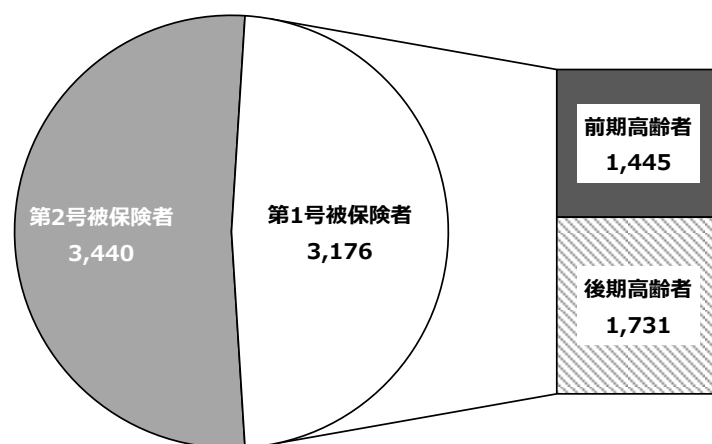
介護保険被保険者総数は年々減少しています。

年齢別にみると、第2号被保険者(40～64歳)は年々減少しており、第1号被保険者(65歳以上)のうち「前期高齢者」は平成24年から令和2年まで増加と減少を繰り返しています。「後期高齢者」は平成24年度から平成29年度まで増加と減少を繰り返し、平成30年度以降減少しています。

被保険者数の推移

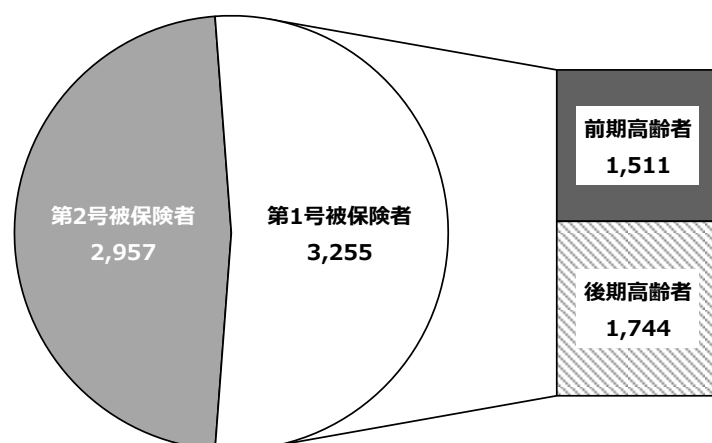
単位：人

平成27年度



単位：人

令和2年度



(単位：人)

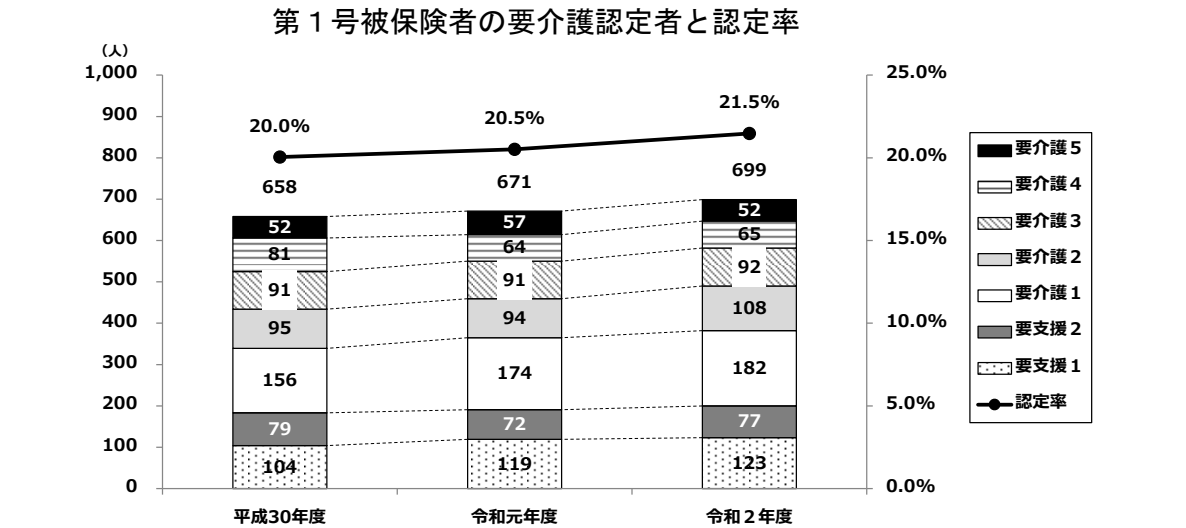
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第1号(65歳以上)	3,092	3,137	3,170	3,176	3,234	3,261	3,282	3,270	3,255
前期高齢者	1,421	1,436	1,475	1,445	1,461	1,456	1,498	1,493	1,511
後期高齢者	1,671	1,701	1,695	1,731	1,773	1,805	1,784	1,777	1,744
第2号(40～64歳)	3,698	3,579	3,504	3,440	3,329	3,247	3,128	3,029	2,957
被保険者総数計	6,790	6,716	6,674	6,616	6,563	6,508	6,410	6,299	6,212

資料：住民基本台帳（各年9月末日）・厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム（各年9月末日、令和2年は見込み）

第1章 総論

○要介護認定者数と要介護認定率の変化

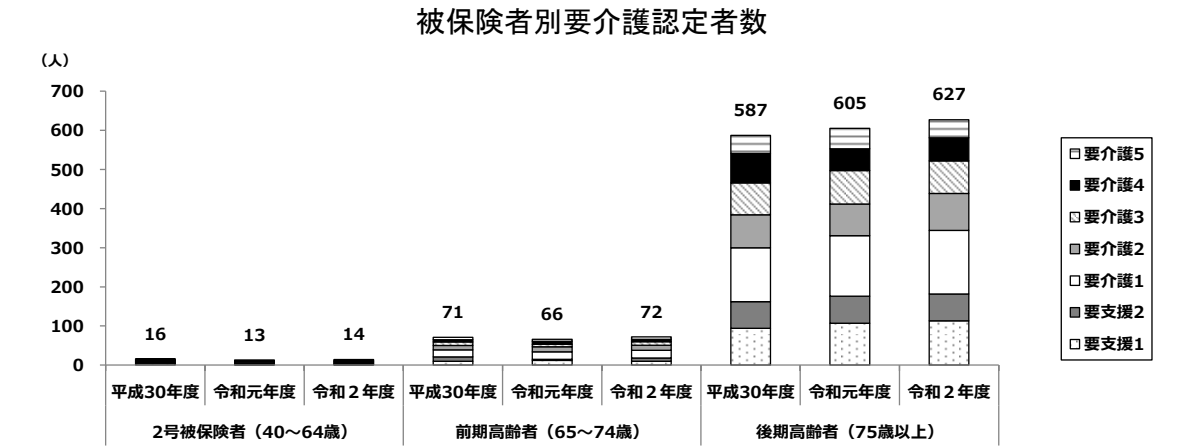
第1号被保険者（65歳以上）の要介護認定率は、平成30年度の20.0%（658人）から令和2年度の21.5%（699人）と増加しています。要介護度別に平成30年度と令和2年度を比べてみると「要支援2」、「要介護4」は減少し、「要介護3」、「要介護5」は横ばい、その他は、増加しています。



資料：住民基本台帳（各年9月末日）・厚生労働省・地域包括ケア「見える化」システム（各年9月末日、令和2年は見込み）

○被保険者別要介護認定者数

令和2年度、被保険者別の要介護認定者は、「後期高齢者（75歳以上）」（627人）で一番多く、「前期高齢者（65歳～74歳）」（72人）の8.7倍となっています。令和2年に要介護認定を受けた「後期高齢者」は627人で、要介護認定者全体（713人）の約87.9%を占めています。



(単位：人)

	2号被保険者（40～64歳）			前期高齢者（65～74歳）			後期高齢者（75歳以上）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
要支援1	4	1	1	10	12	10	94	107	113
要支援2	1	2	1	11	3	8	68	69	69
要介護1	3	1	2	18	19	20	138	155	162
要介護2	2	4	3	11	13	13	84	81	95
要介護3	2	1	3	9	6	9	82	85	83
要介護4	3	2	1	6	8	6	75	56	59
要介護5	1	2	3	6	5	6	46	52	46
合計	16	13	14	71	66	72	587	605	627

資料：厚生労働省・地域包括ケア「見える化」システム（各年9月末日、令和2年は見込み）

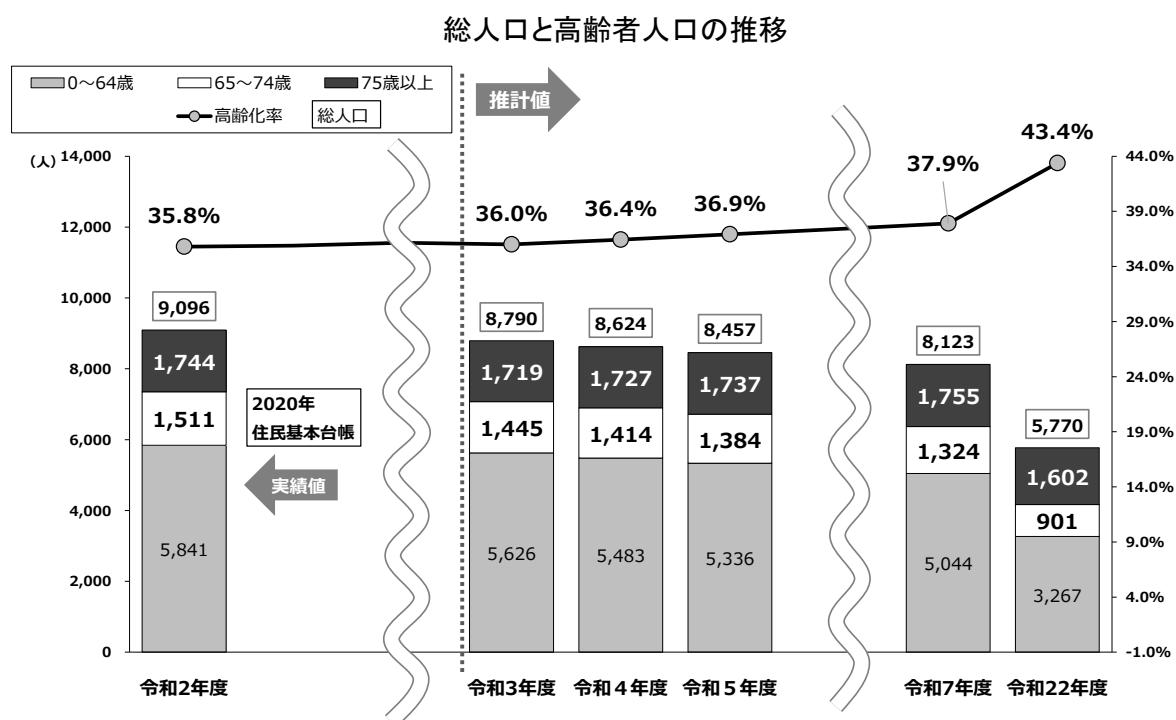
2. 高齢者の将来推計（目標年度における人口推計）

（1）計画期間における人口推計

本計画では、令和22（2040）年度までの人口推計の結果を下記の図表に示しています。

人口推計は、令和2年度住民基本台帳を起点として、当該推計ではコーホート要因法※を使用しています。計画期間令和3年度から令和5年度における総人口は減少すると見込まれ、高齢者人口（65歳以上）については、令和3年度3,164人から令和5年度3,121人に穏やかに減少していきますが、後期高齢者は増加していく見込みです。参考推計の高齢者人口（65歳以上）については、令和7（2025）年度には3,079人、令和22（2040）年度には2,503人と推計しています。

高齢化率は、令和2年度の35.8%から、令和5年度には36.9%、参考推計の令和7（2025）年度には37.9%、令和22（2040）年度には43.4%まで上昇する見込みとなっております。65歳以上の町民は「約3人に1人」と、少子高齢化がより進行していく見込みとなっております。



高齢者人口の推計

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
総人口（人）	9,096	8,790	8,624	8,457	8,123	5,770
高齢者人口（人）	3,255	3,164	3,141	3,121	3,079	2,503
前期高齢者（人）	1,511	1,445	1,414	1,384	1,324	901
後期高齢者（人）	1,744	1,719	1,727	1,737	1,755	1,602
高齢化率	35.8%	36.0%	36.4%	36.9%	37.9%	43.4%

資料：住民基本台帳（令和2年9月末日）

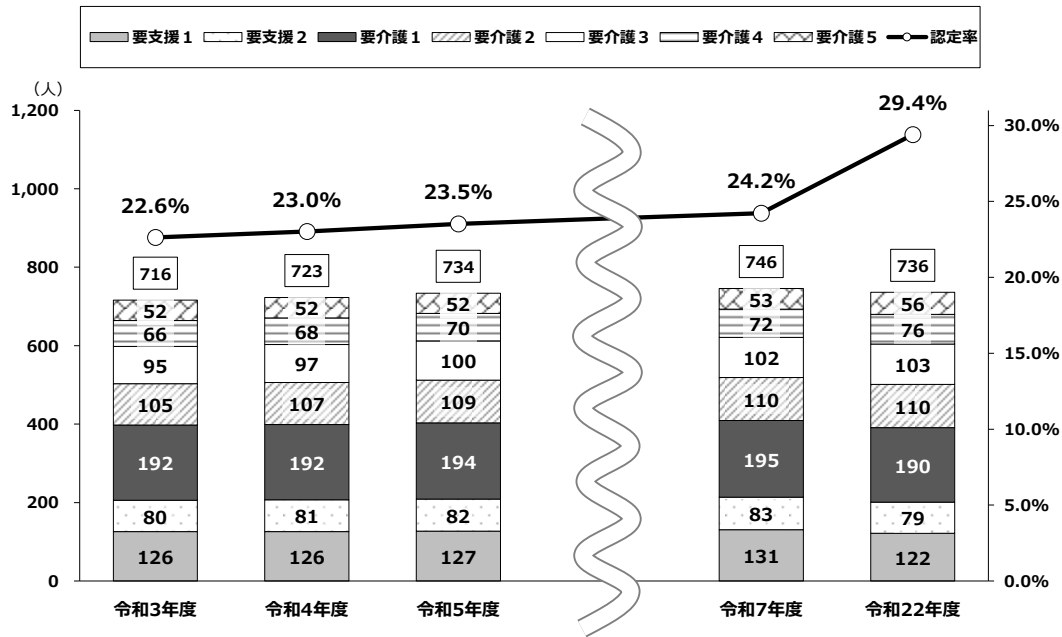
※コーホート要因法：年齢別人口の加齢に伴って生ずる年々の変化をその要因（死亡、出生及び人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法

第1章 総論

○要介護認定者数の見込み

要介護認定者数は、増加傾向となることが見込まれます。下のグラフは、平成30年から令和2年の実績をもとに、性別、介護度別、年齢別に推計し、人口推計とも掛け合わせて推計したものです。推計によると認定者数は令和3年度716人、令和5年度には734人、参考推計令和7（2025）年度には746人、令和22（2040）年度には736人になると推計しています。

また、計画期間における要介護度別の傾向は、要支援1～2、要介護1、要介護5はほぼ横ばい傾向、要介護2～4は、5%程度それぞれ増加すると見込まれます。



要支援・要介護認定者数の推計 単位：人

区分	実績	推計				
		本計画期間			令和7年度	令和22年度
		令和3年度	令和4年度	令和5年度		
第1号被保険者数	3,255	3,164	3,141	3,121	3,079	2,503
認定者数 (第1号被保険者)	704	716	723	734	746	736
要支援1	125	126	126	127	131	122
要支援2	78	80	81	82	83	79
要介護1	183	192	192	194	195	190
要介護2	110	105	107	109	110	110
要介護3	88	95	97	100	102	103
要介護4	65	66	68	70	72	76
要介護5	55	52	52	52	53	56
第1号被保険者認定率	21.6%	22.6%	23.0%	23.5%	24.2%	29.4%
認定者数全体	718	730	737	748	760	745

資料：厚生労働省・地域包括ケア「見える化」システム（実績値について令和2年度は見込み）

第5節 計画の基本的な目標と重点方針

1. 計画推進のための基本方針

(1) 基本的な目標

めざす姿 みんな笑顔で健やかに、つながり支え合うまち

高齢者の尊厳と自立支援を念頭において、厚岸町の福祉のまちづくり将来像である「みんな笑顔で健やかに、つながり支え合うまち」の方針に沿い、支え合う社会の構築を目指すものです。

計画を進めるに当たっては、めざす姿とともに、支え合い住み慣れた地域にいつまでも暮らせるよう、次の基本的な目標を掲げ、本計画を進めていきます。

● 3つの基本的な目標 ●

- 人にやさしい福祉のまちづくり
- いつまでも住み慣れた地域で暮らせるしくみづくり
- ともに支えあうまちづくり

全国的な傾向である少子高齢化や核家族化のほかに、若年人口の流出によるひとり暮らしの高齢者や高齢のみの世帯の増加が進んでいます。

高齢者が生涯にわたり心身ともに健康的な生活をするとともに、生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、それを支える家族の理解や地域の環境づくりが必要です。

これまでも、高齢者の健康づくりに資する事業やサービスの充実とともに、要介護状態にならないように介護予防の取組を進めてきました。

今後も、住み慣れた地域での生活が継続できるように、地域での支え合いを推進する環境づくりが重要な目標と位置付けられます。

基本的な目標

人にやさしい福祉のまちづくり

ひとり暮らしの高齢者世帯や高齢者のみの世帯や介護が必要な高齢者が増加していますが、地域で自立した生活を送るためには、高齢者を取り巻く様々な環境を整える必要があるため、介護サービスの充実はもちろん、総合事業の充実や、地域の特性に対応した多様なサービスの導入について検討を行います。

また、生活状況に合わせたサービスを進めるため、人材の育成や既存事業の拡充により、人にやさしい福祉のまちづくりを目指します。

基本的な目標

いつまでも住み慣れた地域で暮らせるしくみづくり

高齢者が生きがいを持ち、安心して住み慣れた地域での生活を営むために、介護サービスの質的向上はもちろん、地域全体で生活を支える仕組みのほか、成年後見制度の利用支援などの権利擁護事業の推進や医療と介護の連携強化、健康増進、生きがい活動などの取組を推進します。

また、地域における医療、介護、介護予防、住まい、生活支援のサービスを切れ目なく受けることができる「地域包括ケアシステム」を推進し、地域でいきいきと安心して生活を送れるよう取り組みます。

基本的な目標

ともに支えあうまちづくり

あらゆる世代の方々が、地域において関わりを持ち、高齢者やその家族が生活全般にわたる支援を受けることができるよう、高齢者を見守る地域づくりが必要です。

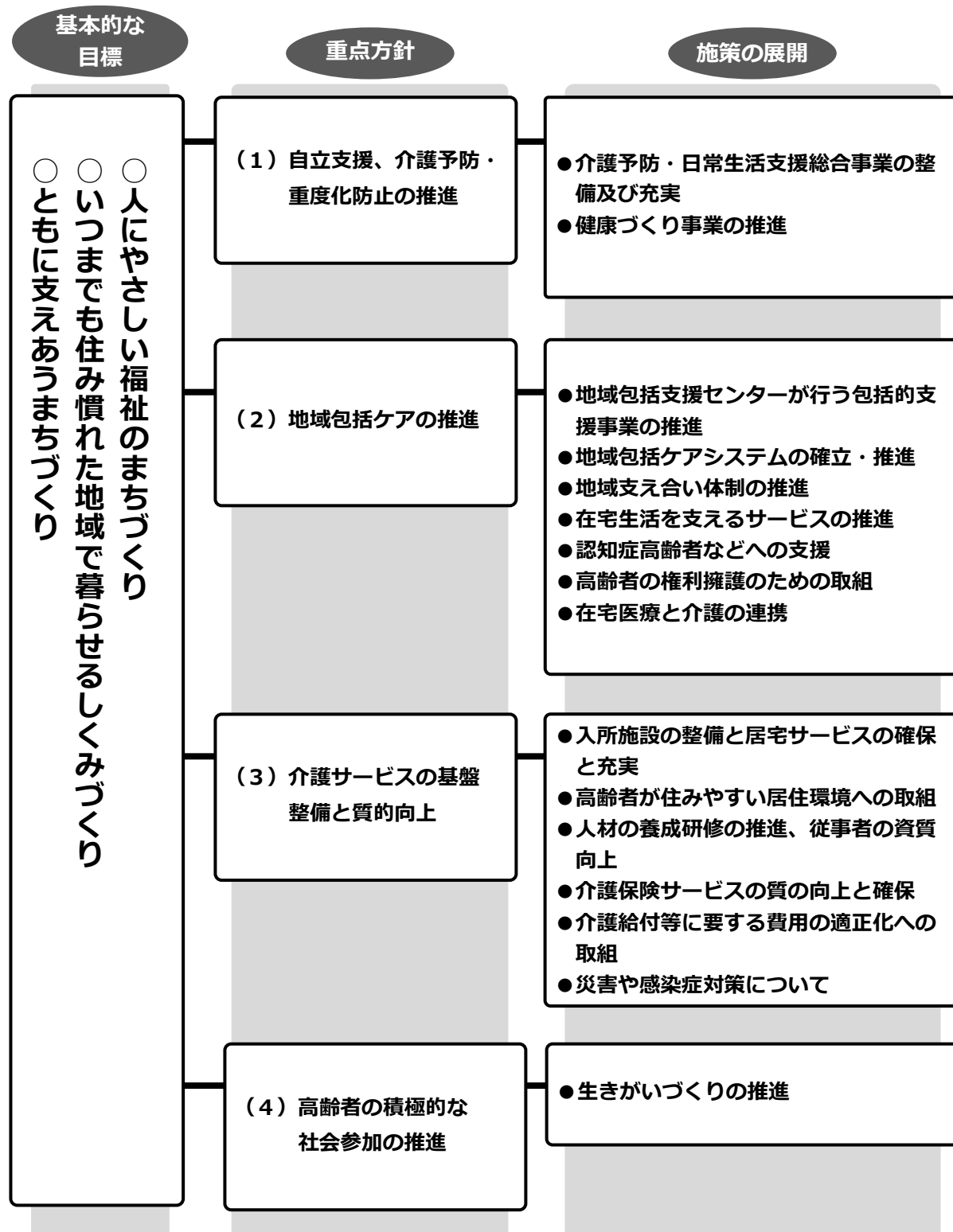
特に地域において、世代を超えた町民相互の関わりを持つことが、地域全体の支え合いにつながる共助の意識づくりとなるため、認知症やひとり暮らしの高齢者の見守り体制の構築などの事業展開が必要です。

(2) 施策体系について

厚岸町の高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の施策体系については、以下のとおりです。

めざす姿

みんな笑顔で健やかに、つながり支え合うまち



2. 計画推進のための重点方針と施策の展開

重点方針

(1) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

健康で生きがいを持って暮らすことができるよう第7期計画に引き続き、介護予防事業を推進するとともに、生活支援及び地域支援事業の充実を図っていきます。

総合事業において、地域の実情に応じて住民が主体となるサービスなど、多様な取組が充実するよう整備検討していきます。

健康づくりの支援としては、健康増進計画である「みんなすこやか厚岸21」に基づき地域保健活動を推進し、健康づくりへの意識高揚を図ることで、健康寿命の延伸・生活の質の向上を目指します。

施策の展開

- 介護予防・日常生活支援総合事業の整備及び充実
- 健康づくり事業の推進

重点方針

(2) 地域包括ケアの推進

高齢者ができる限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域包括支援センターが主体となり、各種関係機関や多職種が連携し、サービス・社会資源を活用しながら包括的・継続的な支援体制の構築を図ります。

団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年に向け、ひとり暮らしの高齢者世帯や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が予測される中、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らしを継続するために、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が切れ目なく提供されるよう関係機関・団体などの連携を図る「地域包括ケアシステム」の推進を目指します。

特に、認知症地域支援推進事業による認知症施策の推進、成年後見制度推進事業による権利擁護事業の推進、生活支援体制整備事業、SOSネットワークや見守りネットワークによる地域支え合い体制の充実、医療と介護の連携など関係機関の連携による支援を進めます。

施策の展開

- 地域包括支援センターが行う包括的支援事業の推進
- 地域包括ケアシステムの確立・推進
- 地域支え合い体制の推進
- 在宅生活を支えるサービスの推進
- 認知症高齢者などへの支援
- 高齢者の権利擁護のための取組
- 在宅医療と介護の連携

重点方針

(3) 介護サービスの基盤整備と質的向上

様々な家族形態や身体状況において、住み慣れた身近な地域で在宅や施設入所などの生活形態に合わせたサービスが受けられるよう、在宅サービスの充実と、地域における介護サービス基盤の充実を図ります。

また、介護サービスに関わる人材やその技術・知識などの向上を図るとともに、介護保険の保険者としての地域密着型事業の指定・指導に関する役割を果たし、介護相談員派遣事業を充実させて、より質の高い介護保険サービスにつながるよう努めます。

さらに、介護給付の適正化を図ることにより、利用者に対する適切な介護サービスを確保することで、介護保険制度の信頼感を高めるよう努めます。

施策の展開

- 入所施設の整備と居宅サービスの確保と充実
- 高齢者が住みやすい居住環境への取組
- 人材の養成研修の推進、従事者の資質向上
- 介護保険サービスの質の向上と確保
- 介護給付等に要する費用の適正化への取組
- 災害や感染症対策について

重点方針

(4) 高齢者の積極的な社会参加の推進

明るく活力に満ちた高齢社会にするため、高齢者が地域社会の中で何らかの関わりを保ちながら、生活の目標や生きがいを持ち続け、自分らしく生活することが大切です。

また、自らの経験と知識を活かした役割を果たせるように、就業機会の確保、学習や交流の場の提供、高齢者団体への支援などの社会参加の場の確保に努め、高齢者の自立支援につながる社会参加を推進します。

施策の展開

- 生きがいづくりの推進

第1章 総論

第2章 各論

- 第1節 重点方針への取組
- 第2節 介護保険の事業費の見込み
- 第3節 計画の推進について

第2章 各論

第1節 重点方針への取組

1. 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

国の介護保険制度は、高齢者が持つ能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように支援すること、また、要介護状態等の軽減、もしくは悪化の防止を理念としています。

地域全体への自立支援・介護予防に関する普及啓発、介護予防の通いの場の充実、リハビリテーション専門職種等との連携や口腔機能向上、低栄養防止に係る活動の推進、多職種連携による取組の推進、地域包括支援センターの強化など、地域の実情に応じた様々な取組を行うことが重要となっています。

高齢者が生涯にわたり心身ともに健康でいられるよう、また、高齢者が要介護状態等となることの予防、さらに、要介護状態等の軽減や悪化の防止の推進に当たっては、機能回復訓練等のアプローチだけではなく、生活機能全体を向上させ、活動的で生きがいを持てる生活を営むことができる生活環境の調整や地域づくり等により、高齢者を取り巻く環境へのアプローチが重要となっています。

その他、効果的なアプローチを実践するためには、地域におけるリハビリテーションの専門職等の知見を活用しながら、高齢者の自立支援となる取組を推進することで、要介護状態等になっても、「高齢者の自立と尊厳を支えるケア」を確立していくことが重要となっています。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の整備及び充実

本計画では、総合事業の整備と充実に努めていきます。地域包括ケアシステム構築の入り口となる総合事業は、従来、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護により提供されていた専門的なサービスに加え、地域の実情に応じた住民などの多様な主体による、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的、かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。これまでの介護予防サービスの利用促進や、地域課題の把握・共有により、取り組んでいきます。

また、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を送るためには、できるだけ元気な状態である必要があります。しかし、75歳を超えると介護が必要になる人の割合が増えている状況があることから、介護が必要となる前に、適切な介護予防の取組につなげていくことが重要です。

令和3年度から、総合事業の対象者の弾力化によって、一部のサービスにおいて要介護認定者についても利用可能になることから、介護予防・生活支援サービスの充実を図ることが重要となっています。

第2章 各論

●総合事業を構成する各事業の概要及び対象者

種 別	事 業	概 要	サービス及び内容
① 介護予防・ 生活支援 サービス事業	訪問型サービス	利用者に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供します。	・介護予防訪問相当サービス ・訪問型サービスCの検討 ・基準緩和したサービスや住民が主体となる多様なサービスの検討
	通所型サービス	利用者に対し、機能訓練や集いの場等、日常生活上の支援を提供します。	・介護予防通所相当サービス ・通所型サービスC（貯筋サロン） ・基準緩和したサービスや住民が主体となる多様なサービスの検討
	■対象者 ・要支援認定者 ・基本チェックリスト該当者（※1） ・一部要介護認定者（※2）	利用者に対し、栄養改善を目的とした配食や見守り等の支援を提供します。	・ボランティア等による見守りサービスの検討
	介護予防 ケアマネジメント	利用者に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを実施します。	・介護予防ケアマネジメント
② 一般介護 予防事業	介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげます。	・高齢者実態調査（調査結果に基づく安否確認及び訪問活動等） ・基本チェックリストの配布
	介護予防 普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行います。	・元気いきいき教室 ・貯筋サロン終了後に活用する新たな介護予防事業の検討
	■対象者 ・第1号被保険者（65歳以上の人） ・介護予防支援のための活動に関わる者	地域介護予防活動支援事業	・住民への活動支援事業、ボランティア支援の検討 ・介護予防に資する取組への参加やボランティア等へのポイント付与の検討
	地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するためにリハビリテーション専門職等の関与を促進します。	・リハビリテーション専門職による住民への介護予防に関する技術的助言支援の検討

※1「基本チェックリスト」

相談窓口において、生活の困りごと等の相談をした高齢者に対して基本チェックリストによるチェックを実施し、利用すべきサービスの区分（一般介護予防事業、介護予防・生活支援サービス事業及び要介護認定）の振り分けを行います。高齢者へ適切なサービスの利用と提供につなげるためのものです。

※2「一部要介護認定者」

令和3年度から、総合事業の対象者の弾力化により、市町村の判断で介護予防・生活支援サービス事業を利用できるようになりましたが、現時点で利用できるサービスはありません。

①介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービスは、要支援者等の多様な生活ニーズに対して、旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護により提供されていた専門的なサービスに加え住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進できます。

今後、地域の実情を踏まえ、関係機関と連携しながらサービスの設定を検討していきます。

(ア) 訪問型サービス

●介護予防訪問相当サービス

■事業の概要	旧介護予防訪問介護に相当するサービスとして、指定訪問介護事業所の訪問介護員（ホームヘルパー）が、要支援者等の居宅において、介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の身体介護や生活援助を行うサービスです。
■現状と課題	利用者数、利用回数はおおむね横ばいで推移しています。 ひとり暮らしの高齢者は増加していることから、利用のニーズは多く見込まれます。 町内の訪問介護事業所の人材が不足していることから、人員基準を緩和したサービスのほか、地域住民が主体となって展開する多様なサービスの提供体制を検討する必要があります。
■今後の方針	利用実績やサービス提供事業者からの意見を踏まえ、利用しやすいサービスになるよう努めていきます。 多様なサービスについて、地域の実情を踏まえて、関係機関と連携しサービス充実の検討を進めていきます。

■介護予防訪問相当サービスの現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
実施回数（回）	3,084	3,077	3,043	3,000	3,000	3,000	3,000
延利用者数（人）	520	512	499	500	500	500	500

第2章 各論

(イ) 通所型サービス

●介護予防通所相当サービス

■事業の概要	旧介護予防通所介護に相当するサービスとして、介護予防を目的としてデイサービスセンター等に通い、入浴、食事等の日常生活上の支援や機能訓練を行うサービスです。
■現状と課題	利用者数、利用回数はおおむね横ばいで推移しています。 利用者の心身機能の維持とともに、社会的孤立の解消や家族の身体的・精神的負担の軽減が図られています。
■今後の方針	利用実績やサービス提供事業者からの意見を踏まえ、利用しやすいサービスになるよう努めていきます。

■介護予防通所相当サービスの現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
実施回数（回）	2,183	2,299	2,232	2,300	2,300	2,300	2,300
延利用者数（人）	374	387	367	390	390	390	390

●通所型サービスC（貯筋サロン）

■事業の概要	一般介護予防事業の介護予防普及啓発事業で実施していたリハビリ専門職により提供されるサービスで、令和3年4月から通所型サービスCとして介護予防・生活支援サービスとして位置付けます。 要介護状態になる可能性が高い高齢者に対し、3～6か月の短期間で運動器の機能向上プログラムを実施する事業です。
■現状と課題	リハビリ専門職により提供されるサービスは、介護予防に高い効果があり、多くの人が利用できるような働きかけが必要となっています。 また、サービス終了後に介護予防に取り組む受皿が少なく、継続的な支援につながっていないのが現状です。
■今後の方針	多くの対象者が介護予防に取り組んでいただけるよう、関係機関と連携し効果を周知するとともに、サービス終了後の取組について一般介護予防事業と連動し、継続的に介護予防に取り組む環境整備を検討していきます。

■通所型サービスC（貯筋サロン）の現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
延利用者数（人）	168	115	122	120	120	120	120

(ウ) その他生活支援サービス

要支援者等の地域における自立した日常生活の支援のための事業であって、訪問型サービスや通所型サービスと一体的に行われる場合に効果があると認められるサービスです。

現在、その他生活支援サービスはありませんが、対象者の状態や意向を踏まえて、関係機関と連携しながらサービスの設定を検討していきます。

(エ) 介護予防ケアマネジメント

■事業の概要	要支援者等の状態にあった適切な介護予防・生活支援サービスが効果的に実施できるよう、地域包括支援センター職員等がケアプランを作成し、援助を行う事業です。
■現状と課題	利用者数、利用回数はおおむね横ばいで推移しています。 今後、要支援者等が増加する見込みから、事業を実施する支援体制を整備する必要があります。
■今後の方針	利用者の介護予防と自立支援に資するように、適切なケアマネジメントを実施するとともに、一部業務を委託する居宅介護支援事業所と連携を図りながら支援の体制整備を推進していきます。

■介護予防ケアマネジメントの現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
延利用者数（人）	469	504	495	500	500	500	500

②一般介護予防事業

元気な高齢者と介護予防・生活支援サービス事業対象者や要介護認定者を分け隔てなく、全ての住民の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進していきます。

新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛の長期化に伴い、多くの高齢者の社会参加機会及び外出頻度が減少しています。巣ごもりなどによる社会参加機会及び外出機会の減少は、認知症の発症や要介護状態になる危険性が増大することから、関係機関と連携して対策を図る必要があります。

介護予防の取組は、認知機能低下の予防につながる可能性も高いことから、認知症予防の観点も踏まえて推進する必要があります。

(ア) 介護予防把握事業

地域の実情に応じ、効果的に収集した情報等を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する人を早期に発見し、介護予防活動等につなげる事業です。

地域包括支援センターでは、隔年で高齢者の実態把握調査を実施し、収集した情報を活用して、民生委員児童委員とともに安否確認や介護予防事業への利用につなげてきました。

実態調査において、頼れる人がいない高齢者や町内・町外に家族がいない人などの情報を収集し、適切な対応に努めています。

第2章 各論

(イ) 介護予防普及啓発事業

●元気いきいき教室

■事業の概要	高齢者に対し、定期的に介護予防、趣味活動、認知症予防や健康教育などをテーマにした教室を開催し、介護予防等の普及啓発を図る事業です。 厚岸町社会福祉協議会に事業を委託しています。
■現状と課題	定期的な開催は定着し、湖南地区と湖北地区に分けて事業を実施しています。 年々参加人数が減少しており、事業の周知や新しく事業に参加する対象者への働きかけが必要となっています。 新型コロナウイルス感染症の影響で、高齢者の社会参加や外出機会が減少しているため、参加しやすい環境を整備して、より多くの人に事業に参加してもらえる取組が必要です。
■今後の方針	定期的な教室の開催を継続し、多くの高齢者が参加できるような事業の周知をしていきます。 また、リハビリテーション専門職等との連携を図りながら、利用者数の増加を目指します。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
実施回数（回）	24	24	24	24	24	24	24
延利用者数（人）	447	436	490	500	520	540	600

(ウ) 地域介護予防活動支援事業

介護予防活動の地域展開を目指して、専門職と連携して自主的な地域介護予防活動を展開する組織を支援し、住民主体の介護予防活動の育成・支援を図る事業です。

第7期計画において、リハビリ専門職と連携し、「厚岸音頭で介護予防！！」のご当地介護予防体操を作成し、高齢者の自宅や地域の通いの場で介護予防体操ができる準備を進めてきました。

今後、「厚岸音頭で介護予防！！」の普及、介護予防に資する取組への参加やボランティア等へのポイント付与制度の創設、地域の社会参加活動に通じた介護予防活動支援を検討していきます。

(エ) 地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーション専門職が、高齢者の有する能力を評価し改善の可能性を助言する等、地域包括支援センターと連携しながら、住民主体の通いの場等を支援する事業です。

事業の実施はしていませんが、リハビリテーション専門職と連携し、事業の活用について検討してきます。

(2) 健康づくり事業の推進

高齢期をいきいきと暮らすためには、介護予防と併せて、高齢者が生涯にわたり心身ともに健康でいられるよう、健康寿命の延伸に向けて、日頃からの健康づくりや疾病予防が重要となってきます。町民がつくる健康なまちづくり計画「みんなすこやか厚岸21（第2期）」に基づき、町民一人ひとりの健康づくり意識の高揚と、健康づくりに取り組む地域への支援を引き続き進めます。

特に、厚岸町独自の健康課題への対策として、個人や家庭、地域、行政が連携して取り組むことで、更なる健康づくり意識の高揚を図ります。

①集団健康教育

■事業の概要	介護予防、その他健康に関する正しい知識の普及を図り、必要な助言や支援を実施しています。 栄養指導においては、疾病についての知識を深め、食生活の見直しと向上を図るため、食を取り入れた健康づくり学習会、地区における高齢者団体などへの健康教育を実施しています。
■現状と課題	各地域における健康に関わる教室開催や情報提供など、正しい知識の普及と地域での取組による意識の高揚が必要です。 また、毎年1～2件ではありますが、新たな対象団体の開拓を行っており、今後も継続が必要です。
■今後の方針	健康に関する正しい知識の普及を図るとともに、生活習慣改善のための適切な助言、支援を実施します。自治会など地域の各種団体と連携し、新たな健康教育の機会の設定や厚岸町の健康課題に沿った健康教育の実施に努めていきます。

②重点健康相談

■事業の概要	高血圧、糖尿病、脂質異常症、歯周疾患、骨粗しょう症、女性の健康等、個人の健康上の課題などについて、保健師、栄養士等が指導や助言を行います。
■現状と課題	集団健康教育と連動して行っています。 また、毎年1～2件ではありますが、新たな対象団体の開拓を行っており、今後も継続が必要です。
■今後の方針	地域での健康相談の充実を図り、できるだけ広く相談窓口を活用してもらえよう、必要な体制づくりと周知・啓発に努めていきます。 また、相談支援技術の修得など研修機会を活用し、従事者の資質の向上に努めていきます。さらに、開催数を増やすなど相談の機会を増やしていきます。

第2章 各論

③総合健康相談

■事業の概要	健康に関する個別の相談に応じて必要な助言を行い、個人や家庭における健康管理に役立てることを目的として実施しています。
■現状と課題	背景の複雑な相談が増加傾向にあり、今後も課内・他課・外部機関との連携のもと、相談を受理していく必要があります。
■今後の方針	地域での健康相談の充実を図り、広く相談窓口を活用してもらえよう、必要な体制づくりと周知・啓発に努めていきます。 また、相談支援技術の修得など研修機会を活用し、従事者の資質の向上に努めていきます。

④健康相談（保健福祉総合センターあみか21常設窓口）

■事業の概要	保健福祉総合センターあみか21常設窓口で、心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な助言を行い個人や家庭における健康管理に役立てることを目的として実施しています。
■現状と課題	背景の複雑な相談が増加傾向にあり、今後も課内・他課・外部機関との連携のもと、相談を受理していく必要があります。
■今後の方針	地域での健康相談の充実を図り、広く相談窓口を活用してもらえよう、必要な体制づくりと周知・啓発に努めていきます。 また、相談支援技術の修得など研修機会を活用し、従事者の資質の向上に努めていきます。

⑤高齢者食生活改善教室

■事業の概要	各地域での栄養教室の開催や食生活改善に関する普及・啓発を行っています。
■現状と課題	高齢者の栄養状態の低下は、要介護状態への移行の要因にもなるため、身体状況に応じた食生活に関する知識や技術の普及が必要となっています。 また、認知症予防につながる生活習慣病予防となる食生活改善などが、課題となっています。
■今後の方針	関係団体との協力により事業を進め、実施方法を工夫することにより、効果的な事業の実施と、調理実習や高齢者の食生活において必要な注意事項などを指導し、介護予防事業と連携していきます。

⑥後期高齢者対象の生活習慣病検診

■事業の概要	北海道後期高齢者医療広域連合からの委託を受け、被保険者（主に75歳以上の高齢者）を対象に、集団及び個別に生活習慣病検診を実施しています。
■現状と課題	受診者の固定化や受診率の低迷がみられ、受診率向上や新規受診者の獲得に向けた対策が必要です。
■今後の方針	令和2年度から、一部の検診において、フレイル※の早期発見・予防を目的とした質問票が新たに導入され、今後全ての検診において使用される見込みです。 ※フレイル：加齢とともに運動機能や認知機能が低下してきた状態。

2. 地域包括ケアの推進

重度な要介護状態となっても、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保され、一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が求められています。

介護保険法に規定する地域包括支援センターは、地域包括ケアを有効に機能させるため、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士等の専門職の知識を活かしながら、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、国や北海道の施策や事業とも連携しながら、「地域包括ケア」を推進していきます。

厚岸町地域包括支援センターは、保健福祉総合センターあみか21に設置しています。

(1) 地域包括支援センターが行う包括的支援事業の推進

■事業の概要	包括的支援事業は、地域住民の心身の健康の保持と生活の安定のための必要な援助を行うことにより、保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援する事業です。 平成30年度からは、包括的支援事業に加え、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業を実施しています。
■現状と課題	介護認定者数、ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加に加え、支援困難事例や高齢者虐待の対応も増えています。 介護保険外の関わりも含め、多職種・多機関と連携を図り、高齢者の生活を支える活動をしています。
■今後の方針	保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の配置を継続し、専門職相互が常に連携・協働の体制を構築し、多様化・複雑化する課題に対応できるよう、専門機能の向上に努めていきます。 また、地域と積極的に関わりを持ち、地域の関係機関、ボランティアや民生委員児童委員などと連携し、センターの機能が十分に発揮できるように努めていきます。

① 運営協議会の設置

地域包括支援センターの運営に当たっては、地域の関係者全体で協議、評価する場として地域包括支援センター運営協議会を設置しています。

事業の運営については、定期的に地域包括支援センター運営協議会を開催し、事業の内容について検討・協議を行い、公平・中立性を確保し、その円滑かつ適正な運営を図っていきます。

第2章 各論

② 地域包括支援センターが行う包括的支援事業

(ア) 総合相談支援業務

地域の高齢者にどのような支援が必要なのかを把握し、保健・医療・福祉などの適切なサービス、関係機関や制度の利用につなげるなどの支援を行います。

主な業務	・ 地域における様々な関係機関などとのネットワーク構築 ・ 高齢者の心身の状況や家庭環境などの実態把握 ・ サービスに関する情報提供などの相談対応や、継続的・専門的な相談支援 ・ 地域共生社会の観点に立った包括的な支援
------	---

(イ) 権利擁護業務

高齢者などが地域生活における困難を抱えた場合、成年後見制度の活用支援や養護老人ホームへの入所措置の相談、虐待の予防・早期発見など、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活ができるよう支援を行います。

主な業務	・ 成年後見制度の活用促進 ・ 老人福祉施設などへの措置支援 ・ 虐待や困難事例への対応 ・ 消費者被害の防止
------	---

(ウ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、介護支援専門員や地域の関係機関等との連携により、包括的かつ継続的に支援を行います。

主な業務	・ 包括的・継続的なケア体制の構築 ・ 介護支援専門員の個別相談・助言 ・ 介護支援専門員同士のネットワーク構築 ・ 支援困難事例などへの指導・助言
------	--

(エ) 介護予防ケアマネジメント業務

要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者や要支援認定を受けた高齢者などに対し、心身の状況等を把握し、その利用者に応じた支援計画を作成、サービスの調整を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

主な業務	・ 総合事業の介護予防ケアマネジメント業務 ・ 予防給付に関するケアマネジメント業務 (予防給付のケアマネジメントは指定介護予防支援事業所として実施)
------	---

(2) 地域包括ケアシステムの確立・推進

認知症高齢者の増加や医療と介護の両方を必要とする人の増加など、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年に向けて、また、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22（2040）年も見据えて、在宅医療と介護連携などの仕組みづくりを進めていきます。高齢者が医療や介護が必要となった状態でも、できる限り住み慣れた地域で安心した生活を継続するために、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供できる地域社会の支援体制「地域包括ケアシステム」の実現を目指します。

また、自治体などが提供するサービス（公助）だけでなく、介護保険サービスや医療保険サービスの給付（共助）、地域住民主体のサービスやボランティア活動（互助）、本人や家族によるセルフケアの取組（自助）など、多くの資源を有機的につなぎあわせ、支え合いによる「地域包括ケアシステム」の確立を目指します。

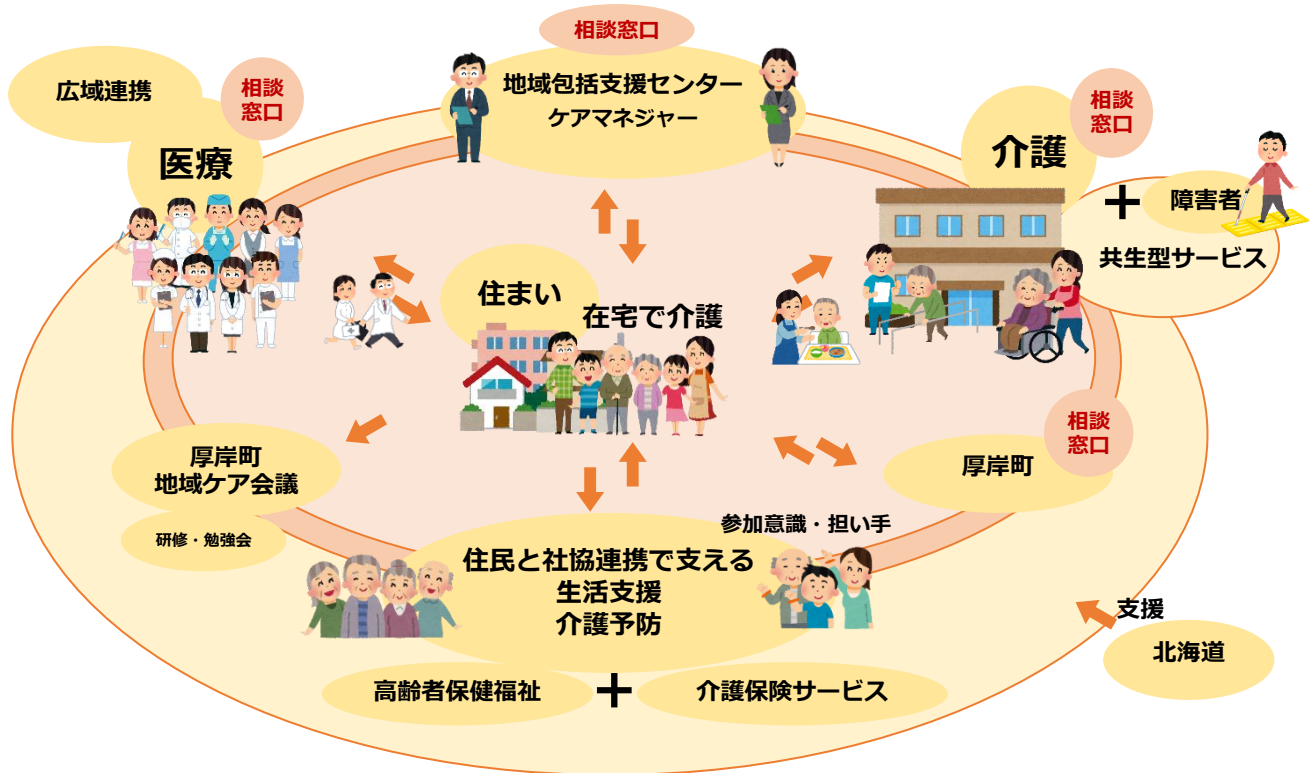
●地域ケア会議の推進

■事業の概要	包括的支援事業の包括的・継続的ケアマネジメント業務を効果的に実施するため、多職種協働による検討を行い、地域のネットワークの構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進するため、地域ケア会議を設置しています。
■現状と課題	地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法となっています。 個別ケースの検討や地域の福祉・医療関係機関が集まってネットワーク構築を進める「地域ケア個別会議」と地域課題の把握や政策形成を行う「地域ケア推進会議」を設置しています。
■今後の方針	定期的な開催から、個別の事案に応じた開催など、地域ケア会議を用いて様々な社会資源が有機的に連携できる環境を整備し、多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」の構築を目指します。

「地域ケア会議」の5つの機能	内 容
ア 個別課題の解決	多職種が協働して個別ケースの支援内容を検討することによって、高齢者の課題解決を支援するとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める機能
イ 地域包括支援ネットワークの構築	高齢者の実態把握や課題解決を図るため、地域の関係機関等の相互の連携を高め、地域包括支援ネットワークを構築する機能
ウ 地域課題発見	個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を浮き彫りにする機能
エ 地域づくり資源開発	インフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど、地域で必要な資源を開発する機能
オ 政策形成	地域に必要な取組を明らかにし、政策を立案・提言していく機能

第2章 各論

地域包括ケアシステムの将来イメージ



(3) 地域支え合い体制の推進

少子高齢化や家族・地域のつながりの希薄化等を背景に、ひとり暮らしなどで日常的な家族等の支援が受けられない高齢者の孤立、認知症高齢者の増加など様々な地域課題が生じており、誰もが住み慣れた地域で自分らしく生活できるように地域の支え合いを再構築していくことが求められています。

社会参加が少なく、閉じこもり傾向にある高齢者は、認知症や要介護状態に至る危険性が高く、さらに新型コロナウイルス感染症の影響による巣ごもりなどの生活スタイルの変化から、地域とのつながりや支え合いが重要となっています。

また、地域の関係機関との連携により、高齢者の見守り体制を構築することで、高齢者が安心して暮らせるような体制を整備する必要があります。

①生活支援体制整備事業の推進

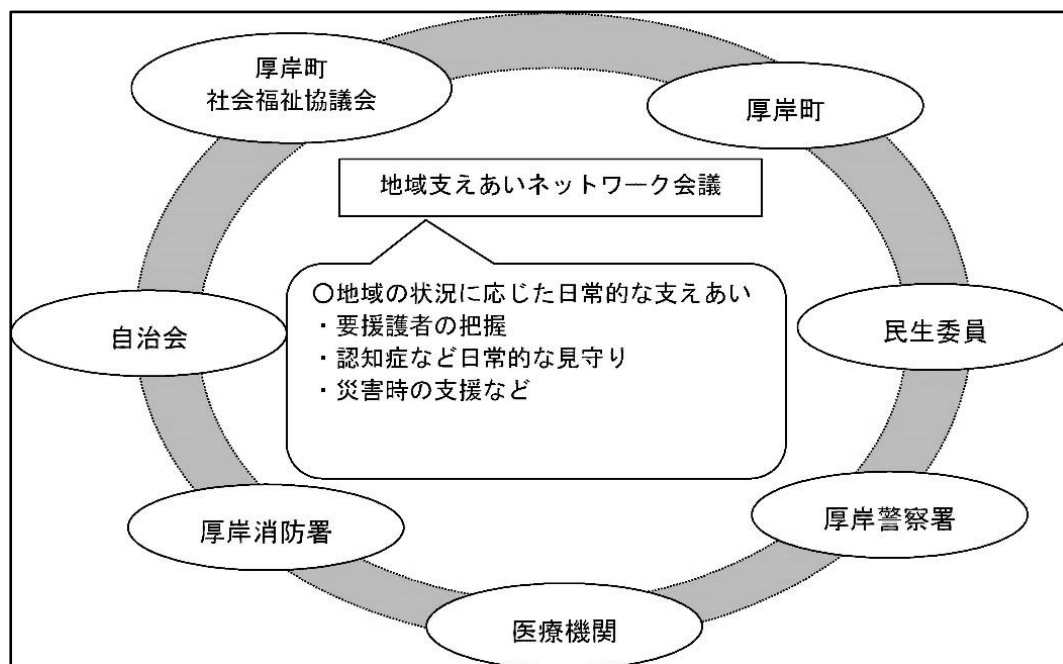
■事業の概要	民間企業、ボランティアや地域住民をはじめとした多様な主体が連携しながら、高齢者の社会参加及び生活支援・介護予防の充実を推進することを目的として「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置や「協議体の設置」を行う事業です。 厚岸町社会福祉協議会に事業を委託しています。
■現状と課題	生活支援コーディネーターを中心に、生活支援体制の整備に向けてボランティア、自治会等との協働により、生活支援サービスの開発・ネットワーク化を進めています。 地域の支え合い体制の充実を図り、ボランティアによる集まる場（コミュニティカフェ、地域食堂等）や生活支援サービスの充実を図っています。
■今後の方針	生活支援コーディネーターと連携を図り、地域の実情に即した課題の分析、地域資源の発掘や関係者相互のネットワークの構築を進めていきます。

生活支援コーディネーター （地域支え合い推進員）	地域で、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者
協議体	生活支援コーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、情報の共有及び連携強化の場として、中核となるネットワーク
取組内容	
① 地域のニーズと資源の状況の見える化、問題の提起 ② 地縁組織等多様な主体への協力依頼などの働きかけ ③ 関係者のネットワーク化 ④ 目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一 ⑤ 生活支援の担い手の養成やサービスの開発 ⑥ ニーズとサービスのマッチング	

厚岸町地域支えあい事業（協議体）

高齢者や障がい者が日常的に地域とのつながりを持ち、お互いに助け合うことができる「支えあい」を形成できるよう、社会福祉協議会が中心となり、町、地域自治会、地域民生委員などが具体的な取組を通して連携を図るネットワークを形成します。

- 高齢者や障がい者などへの日頃からの見守り
- 避難行動要支援者の把握と災害時の支援体制の整備
- 日常的に関わることができるサロンなどの実施
- 生活支援体制整備事業に関すること



②ネットワークの構築

■事業の概要	高齢者を地域で見守り、孤立死の防止や異変があった際に連携して対応するため、民間事業者と見守りに関する協定の締結をしています。また、認知症の高齢者が行方不明時に早期に発見できるようSOSネットワークを構築しています。
■現状と課題	民間事業者と見守りに関する連携を図ることで、心配な高齢者の情報が共有されています。 認知症高齢者の増加により、SOSネットワークの充実を進める必要があります。
■今後の方針	地域の関係機関・団体と更なる連携の強化を図り、高齢者の見守り体制の拡充に努めていきます。 SOSネットワークは、事前登録制度の検討、警察や消防等の捜索機関と介護保険事業者等の協力機関との連携が図れるようにネットワークの強化に努めていきます。

(4) 在宅生活を支えるサービスの推進

介護保険以外のサービスとして、生活支援を目的とした各種事業を推進します。

高齢者の選択を基本とし、心身の状況、生活環境などに応じた適切なサービスの提供を図ります。

① 生きがい活動支援通所事業

■事業の概要	デイサービスセンターにおいて日常生活の訓練や趣味に関する活動を通じて、閉じこもり防止や生きがい活動の機会を提供する事業です。 介護保険事業と一体的に実施しており、外出・交流の場となっています。
■現状と課題	介護予防・生活支援サービスの介護予防通所相当サービスの対象者と重なることから利用者数の増加が見込めない状況です。
■今後の方針	介護保険外サービスとして町民が通所サービスの利用を選択でき、デイサービスセンターを活用できる事業として継続していきます。 また、介護保険や介護予防・生活支援サービスが利用できない町民の受皿として機能していきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
延利用者数（人）	55	72	36	35	35	35	35

② 生活管理指導短期宿泊事業

■事業の概要	特別養護老人ホームの空き部屋において短期間の宿泊を行うことにより、生活習慣等の指導及び体調の調整を行う事業です。
■現状と課題	特別養護老人ホームの空き部屋が少ないことや事業の対象者がいないため、数年間事業の実績がない状況となっています。
■今後の方針	緊急的に施設を活用できることから、必要時に活用できるように事業を継続していきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
延利用日数（日）	0	0	0	3	3	3	3

第2章 各論

③生活管理指導員派遣事業

■事業の概要	加齢に伴う心身機能の低下により日常生活に支障が生じているひとり暮らしの高齢者などに対し、日常生活の支援を行う事業です。
■現状と課題	介護予防・生活支援サービスの介護予防訪問相当サービスと対象者が重なることから、利用者数の増加が見込めない状況ですが、介護保険外の生活支援サービスとして一定数のニーズがある状況です。
■今後の方針	介護保険以外のサービスとして事業を継続し、委託事業者と連携を図りながら、利用者の自立支援の推進に努めていきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
延派遣回数（回）	309	210	240	240	240	240	240

④車いす等利用者通院等交通費助成事業

■事業の概要	車いすを必要な状態の人が介護タクシー等を活用して受診または入退院した際に、乗車料金の半額分を助成する事業です。
■現状と課題	登録人数が増加しており、利用者数の増加が見込まれます。要介護状態の高齢者が多く活用している事業で、特に町外の医療機関に通院する人には交通費の負担軽減となっています。
■今後の方針	今後も対象者の交通費の負担軽減を図り、介護サービス事業者等と連携を図りながら事業の周知を進めていきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
延利用回数（回）	1,630	1,282	1,100	1,400	1,400	1,450	1,500
登録者数（人）	83	94	116	124	132	140	150

⑤除雪サービス事業

■事業の概要	ひとり暮らしの高齢者世帯及び高齢者のみの世帯等に対し、冬期間における除雪を提供する事業です。
■現状と課題	ひとり暮らしの高齢者の増加やアンケート結果においても除雪のニーズが高く、今後も利用者が増えることが予測されています。除雪事業者は、主に高齢者事業団となっています。
■今後の方針	除雪サービスの登録者は増えてきており、現行サービスを継続できるように高齢者事業団との連携を図っていきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
実施回数（回）	5	6	6	6	6	6	6
登録者数（人）	131	133	135	140	145	150	160

⑥配食サービス事業

■事業の概要	栄養改善が必要な高齢者に対し、定期的に居宅を訪問し、食事の提供を行う事業です。 栄養改善のほか、安否の確認も目的としています。
■現状と課題	ひとり暮らしの高齢者の増加により、今後も利用者が増えることが予測されています。委託事業者と連携し利用しやすい柔軟な対応が必要となっています。
■今後の方針	栄養改善が必要な高齢者へのサービスとして、事業の継続と見守り体制の充実を図っていきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
延利用者数（人）	562	462	638	640	660	680	700

⑦要介護者介護用品給付事業

■事業の概要	要介護4または5の認定を受けている要介護者を介護している家族に対し、紙おむつなどの介護用品を購入できる給付券を支給することにより、経済的負担の軽減を図る事業です。
■現状と課題	対象者数は限定されていますが、重度の高齢者を介護する介護者の経済的な負担軽減が図られています。対象者の要件について、拡大を希望する意見があります。
■今後の方針	今後も介護者の負担軽減を図る目的で事業を継続していきます。また、対象者の要件について検討していきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
実利用者数（人）	4	6	5	7	7	8	8

⑧日常生活用具給付事業

■事業の概要	ひとり暮らしの高齢者などへ電磁調理器、火災警報機、自動消火器を給付することで、日常生活の安心と安全確保を図る事業です。
■現状と課題	給付する用具は、主に火災防止に効果のある用具に限定しており、補聴器などの用具についても対象用具に加えるよう意見が出ています。
■今後の方針	今後も必要性についての情報提供を行い、関係機関との連携により利用の拡大に努めていきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
延利用者数（人）	0	0	0	3	3	3	3

第2章 各論

⑨福祉用具貸与事業

■事業の概要	介護保険における福祉用具貸与の利用ができない場合に、高齢者などへ短期間の車いす、電動介護用ベッドを無償貸与することにより、在宅における日常生活の便宜を図る事業です。
■現状と課題	貸与物品が老朽化しており、更新を検討する必要があります。
■今後の方針	今後も、事業の継続を行うとともに広く周知に努め、貸与物品の更新について検討していきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
延利用者数（人）	27	25	60	35	35	35	35

⑩福祉電話貸与事業

■事業の概要	低所得の世帯へ福祉の増進を目的として、電話加入権を含めた電話の貸与を行う事業です。
■現状と課題	携帯電話の普及や町内全戸に設置されたＩＰ告知端末などにより、電話回線がなくても生活に支障がでない場合が多いため、電話設置に関する相談が少なくなっています。
■今後の方針	現在の保有台数を維持して事業の継続をしていきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
実利用者数（人）	4	3	2	2	2	2	2

⑪寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

■事業の概要	ひとり暮らしの高齢者などで寝具の衛生管理が困難な人を対象に寝具の衛生管理のための水洗い及び寝具の消毒乾燥サービスを行うことにより、清潔で快適な生活を送ることができるよう支援する事業です。
■現状と課題	安価に寝具を購入できることやコインランドリーでも布団を洗濯できることから、数年間利用の実績がない状況となっています。
■今後の方針	高齢者の生活状況を確認し、事業の必要性について協議していきます。

⑫福祉相談所運営事業

■事業の概要	社会福祉センター内と、地区民生委員の自宅に福祉相談所を設け、悩みごとや保健・福祉等に関して不安を持つ高齢者等の相談に応じる事業です。 また、弁護士による無料法律相談も行っています。
■現状と課題	身近な相談所として実施しておりますが、多様な相談に対応するため行政窓口などとの連携が必要です。
■今後の方針	法律相談が受けられる機会でもあり、今後も事業の継続をしていきます。

⑬緊急通報システム事業

■事業の概要	ひとり暮らしの高齢者などの自宅に緊急通報システム電話機を設置し、消防署、地域の協力員による連絡体制を確保することで、急病等による緊急時の迅速かつ適切な対応につなげる事業です。
■現状と課題	地域の協力員の確保が必要になっています。 また、緊急通報装置（電話機）の老朽化により故障機器も増えています。 今後もひとり暮らしの高齢者などが増加するため、利用が増えることが予測されています。
■今後の方針	ひとり暮らしの高齢者の増加に伴い設置の必要性が増すため、今後も事業を継続していきます。 また、地域の協力員の確保や時代のニーズに即した緊急通報システム機器を研究し、機器の確保に努めていきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
登録者数（人）	62	60	65	65	68	72	75

⑭ハートコール事業

■事業の概要	ひとり暮らしの高齢者の安否確認と健康状態、生活状況を確認するため定期的に利用者へ電話をする事業です。
■現状と課題	事業を委託する社会福祉協議会との連携を図ってきましたが、利用者数が減少傾向にあります。 電話に限らず訪問確認の需要が高まっており、事業の充実を図る必要があります。
■今後の方針	社会福祉協議会でボランティアを活用した新たな見守りサービスを展開することから、事業を統合し、社会福祉協議会の事業へ移行します。 また、総合事業のその他生活支援サービスの位置付けに向けて検討していきます。

(5) 認知症高齢者などへの支援

認知症施策は、これまで「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」を推進してきました。今後の更なる高齢化の進展と認知症高齢者の増加が見込まれる中で、政府は令和元年6月に「認知症施策推進大綱」（以下「大綱」という。）を取りまとめました。

大綱では、対象期間の令和7（2025）年まで、「共生」と「予防（発症を遅らせるという意味での予防）」を基本的な考え方として、5つの柱に沿って（都道府県、市町村は4つの柱）施策を推進するとされています。

令和2年に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」では、「認知症の予防について知りたい」が35.5%、「もの忘れが多いと感じる」が49.5%で、町民の認知症に対する関心の高さがうかがえました。

認知症施策をより充実させるため、認知症の人や家族の意見を踏まえた支援体制の整備を進めながら、「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」とともに、大綱で示された「共生」と「予防（発症を遅らせるという意味での予防）」を基本的な考え方として、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」、障壁を減らす「認知症バリアフリー」、通いの場の拡大など「予防」の取組を進めていきます。

■認知症施策推進大綱 4つの柱と厚岸町で取り組む事項

認知症施策推進大綱 4つの柱	厚岸町の取組
1 普及啓発・本人発信支援	●認知症サポーター養成、おさらい講座の開催 ●厚岸町認知症あんしんガイド（認知症ケアパス）の普及 ●ホームページ等による相談窓口の周知 ●世界アルツハイマー月間（9月）における啓発イベントの開催
2 予防	●厚岸町認知症あんしんガイドの普及 ●介護予防の通いの場への参加を促進
3 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	●認知症地域支援推進員による周知活動 ●認知症初期集中支援チームによる支援活動 ●認知症家族介護者のつどいの開催 ●認知症・コミュニティカフェの開催支援 ●厚岸町認知症あんしんガイドの普及
4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援	●地域の見守り体制の構築（SOSネットワーク、みまもり靴ステッカー交付等） ●認知症カフェの開催支援 ●認知症家族介護者のつどいの開催 ●若年性認知症の人と家族への支援 ●成年後見制度の活用促進 ●高齢者虐待防止の取組 ●消費者被害防止の取組 ●認知症サポーター等による支援チームが、支援ニーズに沿った活動を行う「チームオレンジ」の検討

①認知症初期集中支援推進事業

■事業の概要	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるため、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」（以下、「支援チーム」という。）が、早期診断や早期対応に向けた支援を行う事業です。
■現状と課題	認知症専門医を含む専門職の支援チームで、支援内容を検討し早期対応に取り組むことで、その後の認知症の人と家族の生活の質を高めることにつながります。 支援チームが円滑に活動できる体制づくりと認知症支援の技術向上に努める必要があります。
■今後の方針	認知症の早期支援に取り組むため、関係機関との連携を図るとともに、チーム員の支援技術の向上に努めていきます。 また、支援チームについて、町民や関係機関への周知を進めていきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
支援対象者数（人）	0	0	3	3	5	5	5

②認知症地域支援推進事業

■事業の概要	認知症の人やその家族を支援する相談業務を行い、医療機関や介護サービス事業所との連携を図るための支援を行う認知症地域支援推進員（以下、「推進員」という。）を地域包括支援センターに2名体制で配置しています。 推進員を中心として、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ることを目的とする事業です。
■現状と課題	個別のケースには症状や状況に応じた相談対応をしています。 「厚岸町認知症あんしんガイド」（認知症ケアパス）の普及を進め、町民の認知症に対する理解の普及を行っています。 また、毎年9月のアルツハイマー月間では、啓発イベントを実施しています。
■今後の方針	認知症施策の企画調整を行う推進員が、認知症の人や家族を地域で支える体制づくりを進めていきます。 また、厚岸町認知症あんしんガイドの普及や世界アルツハイマー月間の事業を継続的に進め、認知症の人やその家族が安心して地域で生活することができるよう、町民と関係機関に対して情報発信と周知を行っています。

第2章 各論

③認知症サポーター養成事業

■事業の概要	認知症になっても安心して暮らせる町づくりを目指し、認知症の人やその家族を見守る応援者である認知症サポーターを養成する事業です。
■現状と課題	認知症サポーターの人数が伸び悩んでいます。 関係団体や教育委員会との連携を図り、幅広い人に養成講座の受講を勧める必要があります。
■今後の方針	町内の企業や団体をはじめ教育委員会等との連携を図り、養成講座とおさらい講座の開催を進めていきます。 今後は、認知症サポーター養成講座修了者にはステップアップ講座を受講して、認知症サポーターを中心とした支援チーム「チームオレンジ」を令和7（2025）年度までに整備できるよう準備を進めていきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
サポーター養成数（人）	86	48	50	70	70	70	70
養成講座実施回数（回）	5	3	6	10	10	10	10

■認知症サポーター・キャラバンメイト数

区分	平成21～令和2年度
サポーター（人）	1,071
キャラバンメイト（人）	12

④家族介護者交流事業（認知症家族介護者のつどい）

■事業の概要	認知症の人を介護する家族が、お互いの経験や悩みについて話し合える場を提供し、介護者の不安やストレスを軽減できるよう支援する事業です。
■現状と課題	認知症介護の悩みを共有し合う場として、定期的には開催していますが、新規会員の入会が少ないのが現状です。
■今後の方針	ひとりでも多くの介護者が交流の場に参加できるよう、活動を広く周知します。 また、認知症カフェと連動的に開催するなど、活動の幅を広げる取組を進めていきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
延参加人数（人）	38	28	10	50	60	60	70

⑤認知症カフェの運営協力

■事業の概要	認知症の人やその家族を含め、誰でも気軽に参加でき、カフェのようにお茶を飲みながら語り合う交流の場です。 また、認知症介護の専門職に相談することができ、同じ経験を持つ人との情報交換ができる、つどいの場でもあります。
■現状と課題	社会福祉協議会が主催するコミュニティカフェのうち、数回を認知症カフェと併設して開催しました。
■今後の方針	社会福祉協議会やボランティアセンターと連携して進めていきます。

⑥チームオレンジの体制構築

■事業の概要	大綱では「令和7（2025）年までの間に全市町村で、本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み『チームオレンジ』の整備」をすることが掲げられています。
■現状と課題	チームオレンジの体制を整備するために、立ち上げや運営支援を担うコーディネーターを地域包括支援センター内に配置し、準備を進めています。
■今後の方針	コーディネーターを中心に、令和7（2025）年までの整備に向けた全体スケジュールを作成し、当町における認知症支援のニーズの実態や既存の社会資源をもとに、チームオレンジの編成方法と設置類型を検討して立ち上げの準備を進めていきます。

第2章 各論

（6）高齢者の権利擁護のための取組

認知症などにより、判断能力が十分でない高齢者が、財産管理や日常生活での様々な契約などを行う時に、不利益にならないよう支援します。認知症高齢者の増加が予測され、高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう権利擁護の視点から専門的・継続的な支援が必要になっています。

また、高齢者虐待などの権利侵害への対応は、地域包括支援センターが中心となり、高齢者本人の生命や財産を守るため、適切な対応と専門性が求められています。

①成年後見制度推進事業

■事業の概要	成年後見制度を利用しやすく、身近な制度として活用できるように「成年後見実施機関（あんしんサポートセンターあっけし）」を厚岸町社会福祉協議会に委託して運営している事業です。 成年後見実施機関では、成年後見制度の相談から申立支援、市民後見人の育成から活用まで、一体的に実施しています。
■現状と課題	「成年後見実施機関」の設立により、成年後見制度を必要とする町民への支援が進んでいます。 認知症高齢者の増加や家族関係の希薄により、成年後見制度の利用ニーズが増えることが予測されています。社会福祉協議会と協働し、成年後見制度を利用しやすい環境整備を推進する必要があります。 また、成年後見制度利用促進に係る中核機関設置や地域連携ネットワークの整備について検討する必要があります。
■今後の方針	成年後見制度利用促進に係る中核機関の設置について、関係機関と協議を進めていきます。 社会福祉協議会の法人後見事業や日常生活自立支援事業と連携し、成年後見実施機関の機能の充実を図っていきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
市民後見人養成研修（人）	0	10	0	0	10	0	10
支援対象者(人)	5	8	9	9	10	10	10

②成年後見制度利用支援事業

■事業の概要	成年後見制度の申立てにおいて、親族の支援が望めない場合に町長申立てを行います。町長申立てに掛かる費用や後見人の報酬を助成する事業です。
■現状と課題	成年後見制度を身近な制度として活用してもらうため、社会福祉協議会と連携し事業の周知を図る必要があります。
■今後の方針	事業の周知や活用を推進し、成年後見制度を利用しやすい環境にしていきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
町長申立支援人数（人）	2	2	3	2	2	3	3
報酬助成件数（件）	2	4	3	4	4	5	7

●成年後見制度の種類

類 型	任意後見制度 (判断能力のある人)	法定後見制度 (判断能力が不十分な人)		
名 称	任意後見制度	後見制度	保佐制度	補助制度
対象者	判断能力のある人	日常生活で判断能力が欠けているのが通常の状態の人	日常生活で判断能力が著しく不十分な人	日常生活で判断能力が不十分な人
支援する人	判断能力があるうちに自分で任意後見受任者を決めておく。 判断能力が衰えた時には、申立てにより任意後見受任者が任意後見人となる。	本人または親族や町長の申立てにより、裁判所が選任した成年後見人	本人または親族や町長の申立てにより、裁判所が選任した保佐人	本人または親族や町長の申立てにより、裁判所が選任した補助人
		配偶者や親族、市民後見人、弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門職、社会福祉協議会などの法人から、家庭裁判所が本人にとって適切と思われる人や法人から選任する。		

③高齢者虐待に関する取組

■事業の概要	高齢者虐待では介護負担の軽減や認知症高齢者への対応等、早期支援により予防できることも多いため、日頃から情報収集を行い、関係機関と連携しています。
■現状と課題	高齢者虐待は当事者が問題を認識しない場合もあり、対応する職員の技術・資質の向上が必要です。 地域住民や関係機関における日々の見守りや、虐待についての理解を深めることも重要です。
■今後の方針	介護サービス事業者や関係機関と連携を図り、早期発見・対応に努めていきます。 また、高齢者虐待に関する知識の普及に努め、相談窓口である地域包括支援センター職員が、専門知識を活用し対応できるように、専門研修の受講などにより資質の向上に努めていきます。

(7) 在宅医療と介護の連携

病気を抱えても、住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けていくためには、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことが必要です。

これまで国が定める8つの事業内容を進めてきましたが、地域の実情に応じPDCAサイクルに沿った取組が進められるよう、令和3年4月から、事業内容が再編されました。

関係機関が連携し、多職種協働による在宅医療・介護を一体的に提供できる連携体制の構築を図ります。

在宅医療・介護連携推進事業 4つの取組	取 組 内 容
(Plan : 計画) 現状分析・課題の抽出・施策立案 ア →地域の医療・介護の資源の把握 →在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	●「厚岸町在宅医療と介護マップ」の活用支援 ●地域包括支援センター定期連絡会議や地域ケア会議を通して地域の課題の把握と対応策の検討
(Do : 実行) 対応策の実施 イ →在宅医療介護連携に関する相談支援 →地域住民への普及啓発 <地域の実情に応じた柔軟な取組> →医療・介護関係者の情報共有の支援 →医療・介護関係者の研修	●地域包括支援センターに「在宅医療・介護連携相談窓口」を設置 ●連携を支援するコーディネーターの配置 ●町ホームページで「厚岸町在宅医療と介護マップ」「北海道医療機能情報システム」及び相談窓口の掲載 ●「厚岸町つながり手帳」の活用支援 ●釧路地域退院調整ルールの実用支援 ●医療・介護関係者研修会の開催
(Check : 評価、Act : 改善) 対応策の評価の実施と改善 ウ	●上記ア、イの評価、検討、改善を行い、継続的で切れ目のない在宅医療・介護の連携支援を行う

3. 介護サービスの基盤整備と質的向上

ひとり暮らしの高齢者の増加など、高齢者を取り巻く環境は厳しさを増しており、介護サービス基盤の更なる整備が必要な状況となっていますが、新たな事業整備計画はなく、今後の整備の必要性について検討を進める必要があります。

また、質の高い介護サービスを確保しなければならないことから、人材の確保や資質の向上などに取り組む必要があります。

さらに、介護の現場で働く職員が長く働き続けることができるよう、人材不足の時代に即した介護現場の革新と効率性の向上を図り、本来業務に注力できる環境づくりが重要です。介護の質は維持しながら介護職員の身体的・精神的負担を軽減し、効率的な業務運営ができるよう、国や北海道と連携しながら介護ロボットやICT機器の活用も進めていきます。

(1) 入所施設の整備と居宅サービスの確保と充実

■現 状	介護サービス基盤の整備について、必要な見込量に基づき計画的な整備を進めています。入所施設については、介護老人福祉施設が1か所、介護老人保健施設が1か所となっています。 また、居宅系の事業所について、居宅介護支援事業所は、湖南地区に1か所、湖北地区に2か所、訪問介護事業所は、湖南地区に1か所、湖北地区に2か所、通所介護・通所リハビリ事業所は、湖北地区に5か所、認知症対応型共同生活介護の事業所が湖北地区に2事業所（4ユニット）となっています。医療系事業では、訪問看護事業所が湖北地区に1か所、訪問リハビリ事業所が湖北地区に2か所となっています。
■課 題	指定管理となった特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターにおいては、より良いサービスを安定して提供できるよう、人員の確保や質の向上に努める必要があります。 また、今後も継続して事業の透明性を確保する必要があるとともに施設の老朽化が課題となっています。
■今後の方針	サービス担当者会議や地域包括支援センター定期連絡会議において、施設・居宅・医療の担当スタッフの連携や情報交換し、より良いサービスの提供に努めていきます。 また、指定管理している特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターにおいては、施設の老朽化対策を検討するとともに事業の透明性を確保するため福祉サービス第三者評価事業を継続的に活用し、その内容を町民に公表していきます。

第2章 各論

(2) 高齢者が住みやすい居住環境への取組

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加に伴い、近隣との付き合いや地域への関心が低下している中で、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、より住みやすい居住環境に配慮をしていく必要があります。

■現 状	介護保険サービスにおける住宅改修では、地域包括支援センターにおいて相談や申請手続きの支援を行っているほか、居宅介護支援事業所へ情報提供を行っています。
■課 題	高齢者の住環境の特色として、持ち家率が高い反面、老朽化が進んでいるケースが多く、中には安全快適な生活に支障を来している住宅も見受けられます。 しかし、町内にはサービス付き高齢者向け住宅などがないことから、町営住宅の整備については、建設課担当部局と連携し取り組む必要があります。
■今後の方針	高齢者の暮らしやすい生活環境の実現のため、住宅改修や新築住宅における生活環境の整備において、介護支援専門員や理学療法士（PT）などの専門職、施工業者との連携を図り、住まいに関する相談に応じていきます。

①介護保険住宅改修支援費助成事業（理由書作成の助成）

■事業の概要	介護が必要になる人が住宅改修費申請時の必要書類「住宅改修が必要な理由書」（以下、「理由書」という。）について、居宅介護（介護予防）支援の一環として、担当する介護支援専門員等が作成することとされています。介護保険サービスの中で住宅改修しか利用しない被保険者については、居宅介護（介護予防）支援が行われていないため、理由書の作成者を確保するのが困難な場合も想定されています。 このため令和2年度から、居宅介護（介護予防）支援の提供を受けていない被保険者に係る理由書を作成し、住宅改修に係る適切なマネジメントが行われていると認められる場合、理由書の作成経費として住宅改修支援費を支給しています。
■現状と課題	令和2年度から事業を開始し、事業の周知を図っています。
■今後の方針	ひとりでも多くの介護者が活用できるよう、広く周知していきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
利用者（人）	—	—	15	15	15	15	15

(3) 人材養成研修の推進、従事者の資質向上

■現 状	保健福祉サービスに携わる人材の養成や研修については、介護保険事業従事者に対する研修機会の情報提供を行うなど、技術や知識などの向上の支援に努めています。
■課 題	介護保険事業所では、介護サービス従事者の人材確保に向けた取組を行っていますが、その現状は厳しく、人材の不足は事業を運営する上で大きな課題となっています。 地域サロンや地域住民が運営する憩いの場、認知症カフェなど、新しいサービスを構築する上で専門職以外の担い手（ボランティア等）が必要となっています。
■今後の方針	各種事業の担い手と、より高度な専門性を有する人材の育成や確保に努めていきます。

(4) 介護保険サービスの質の向上と確保

介護保険サービスを適正かつ円滑に実施するに当たって、次の事業などを展開・検討していきます。

①地域密着型サービス事業所の指定・指導

■現 状	地域密着型サービスのうち「認知症対応型共同生活介護」は、第2期計画期間中に2事業所3ユニットが、第5期にはその施設に増床された1ユニットが指定されています。 また、第3期計画期間中には、グループホームの建物を共用とした「認知症対応型通所介護」が指定となり2事業所で実施されています。 平成26年4月には、特別養護老人ホームの2ユニットが「地域密着型介護老人福祉施設」として、指定されています。 施設の実地指導については、実地指導計画書に基づき行っています。
■課 題	高齢化が進行していく中で、認知症高齢者対策は社会全体として考えていかなければならない重要な課題となっており、できる限り住み慣れた地域で安心して生活し続けるためのサービスを確保することが必要となっています。
■今後の方針	地域密着型サービスの運営については「厚岸町地域密着型サービス運営委員会」からの意見を聴き、既存事業所への適切な運営に当たっての指導・監督に努め、事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう「厚岸町地域密着型サービス事業者等指導要綱」に基づき、給付及び請求の内容などに関する指導・監督を計画的に実施していきます。

第2章 各論

②介護相談員派遣事業

■事業の概要	介護相談員が実際に介護サービスを行う施設・事業所などを訪問し、利用者や利用者の家族から介護サービスに関する疑問や不満などを聞き、事業所の職員などと協力しながら、苦情に至る事態を未然に防止し、問題解決やサービスの質の向上を目指す事業です。
■現状と課題	介護相談員として訪問する際に、介護相談員の資質と利用者及び事業者との信頼関係が必要であることから、介護相談員としての技能の向上や問題解決に向けた行政との連携強化、また、本事業の周知徹底により、利用者や利用者の家族及び事業所との信頼関係の強化や事業の普及を図る必要があります。
■今後の方針	利用者の意見や要望等を反映し、介護サービスの質の向上を図っていきます。 また、介護相談員と行政との連携による問題解決に向けた体制強化により、介護サービスに対する安心感や信頼感の向上に努めるとともに、制度の普及・啓発や居宅サービスへの展開を踏まえて事業を推進します。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
派遣回数（回）	90	72	91	96	96	96	96
相談員数（人）	5	5	4	5	5	5	5

③低所得者対策

■現 状	第1号被保険者の保険料については、所得段階別の保険料の設定により一定の配慮がされていますが、さらにきめ細かく対応するために、独自に低所得者に対する減免を行っています。 また、介護サービスの利用に伴う利用料については、「社会福祉法人等による利用者負担額軽減」により低所得者の利用者負担額の軽減対策を行っています。
■課 題	介護サービスの利用に伴う低所得者の負担軽減対策については、今後の国の動向や社会情勢の変化などに注視しながら、厚岸町の現状に即した対策を行う必要があります。
■今後の方針	第1号被保険者の保険料について、独自に実施している低所得者に対する減免を今後も継続していきます。

(5) 介護給付等に要する費用の適正化への取組

■現 状	介護保険の保険給付は、保険料によりまかなわれています。そのため保険給付が適正に行われなければ、保険料を納付する被保険者にも理解を得ることが難しくなっています。したがって、給付請求やその内容の確認は保険者として重要な業務です。 現在、国民健康保険団体連合会が提供する医療情報・縦覧点検・給付システムを活用した給付内容の審査を行い、必要な手続きをとるようにするとともに、サービス提供の基本となる要介護認定の適正化を実施しています。
■課 題	国が示す「介護給付適正化計画に関する指針」による①要介護認定の適正化、②ケアプランの点検、③住宅改修に関する調査、福祉用具購入・貸与調査、④介護給付費の通知、⑤縦覧点検、医療情報との突き合わせ、適正化主要5事業の実施について、それぞれの対応を図ることが求められています。
■今後の方針	要介護認定の適正化、住宅改修に関する調査、福祉用具購入・貸与調査、縦覧点検、医療情報との突き合わせの実施により、不適切な給付などについては是正し、介護給付など費用適正化の取組を行っていきます。 また、ケアプランの点検や介護給付費通知の方法についても検討していきます。

■介護給付費適正化事業の種類（適正化主要5事業）

種 類	内 容
●要介護認定の適正化	・要介護・要支援認定における訪問調査の保険者職員等による実施及び委託訪問調査に関するチェック等の実施
●ケアプランの点検	・居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業所からの提出、または事業所への訪問等による保険者の視点からの確認及び確認結果に基づく指導等
●住宅改修に関する調査、福祉用具購入・貸与に関する調査	・住宅改修費の給付に関する利用者宅の実態調査や利用者の状態等の確認及び施工状況の確認等 ・福祉用具購入費・福祉用具貸与に関する利用者に対する必要性の確認等
●介護給付費通知	・介護サービス利用者（または家族）に対する利用サービス内容と費用総額の内訳の通知
●縦覧点検、医療情報との突合	・給付適正化システムの介護情報と医療情報との突合帳票（入院期間中の介護サービスの利用等）による請求内容のチェック ・給付適正化システムの縦覧点検帳票（複数月の請求における算定回数の確認等）による請求内容のチェック

（6）災害や感染症対策について

災害と大規模な感染症発生時の対応については、厚岸町地域防災計画と厚岸町新型インフルエンザ等対策行動計画に沿って、高齢者の生活を支える施策に取り組みます。

また、事業者や町民一人ひとりが、備蓄等の準備を行ったり、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や日頃からの手洗い等の対策を行ったりすることが基本となります。

さらに、厚岸町と高齢者福祉事業者等と連携しながら、事業の継続に努めます。

①災害への対応について

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、厚岸町地域防災計画に沿って、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、地震や水害等に対して高齢者の生活を支える施策に取り組みます。

また、国や北海道の災害対策計画、施策とも連携しながら実施していきます。

さらに、災害発生時は町民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、災害教訓の伝承や防災教育の推進により、防災意識の向上に努めるように促していきます。

②新感染症の大規模発生時の対応について

厚岸町新型インフルエンザ等対策行動計画に沿って、高齢者等が新型コロナウイルス感染症を含む新感染症等に対し、正しい知識を持って予防策を実践できるよう働きかけるとともに、大規模発生時には、関係機関との連携・協力のもと、高齢者等への感染症のまん延予防に最大限努めながら、正しい知識の啓発も進めます。

4. 高齢者の積極的な社会参加の推進

明るく活力に満ちた生活をするためには、高齢者自身が地域社会の中で自らの経験と知識を活かし、元気な高齢者が社会参加できる機会を増やしていくことが、高齢者自身の介護予防としても重要です。

また、支援を必要とする高齢者の「支え手」にもなるため、できるだけ身近な地域の中で積極的な社会参加につながるような活動の支援をしていきます。

(1) 生きがいつくりの推進

①老人クラブ活動などへの支援

■事業の概要	老人クラブは、高齢者の社会参加のきっかけとなっています。 また、会員相互や地域のつながりに役立つものとして、老人クラブ活動と老人クラブ連合会の活動に対し町から助成を行い、高齢者の生きがいつくりにつながる支援を図っています。
■現状と課題	近年は現役高齢者の増加や価値観の多様性などにより、老人クラブ会員の減少が進んでいます。 今後は、団塊の世代が参加できるよう自主的で多様性のある活動を支援することが必要となっています。
■今後の方針	老人クラブは地域に根ざした組織であり、活発な活動となるような情報共有など、関係機関と連携を図りながら支援を継続していきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
会員数（人）	586	582	542	545	545	545	545
クラブ数（クラブ）	15	15	14	14	14	14	14

②高齢者事業団への支援

■事業の概要	高齢者事業団は、高齢者の能力と経験を活かし、希望する仕事を通じて生きがいの充実や社会参加が図られるよう、就業機会の提供と福祉の増進を図ることを目的としています。
■現状と課題	会員の新規加入促進や新たな事業確保など自主的な運営が求められています。
■今後の方針	今後も会員の新規加入促進に向けた取組など、高齢者事業団への支援を継続していきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
事業団員数（人）	38	39	39	40	40	40	45

第2章 各論

③福祉交通回数券助成事業

■事業の概要	高齢者等の積極的な社会参加を促進するとともに、健康と福祉の増進を図るため、満70歳以上の人を対象に、公共交通機関を利用する際の乗車券（5,000円分）を交付する事業です。
■現状と課題	平成30年度から利用できる公共交通機関を増やし、1,000円分増額したことにより、高齢者が利用しやすい事業に変更しました。現在、釧路バス、さくらハイヤー、JR花咲線、デマンドバス等で券を使用できるようになり、利便性の向上を図っています。
■今後の方針	今後は、住民への周知や関係機関との連携を図り、より利用しやすい事業にしていきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
交付人数（人）	1,660	1,694	1,690	1,700	1,720	1,740	1,750

④長寿祝金

■事業の概要	長寿祝金を贈呈することにより、その長寿を祝福するとともに、町民の敬老思想の高揚を図ることを目的として、満80歳、満88歳、満99歳、満100歳以上の人へ祝金を贈呈しています。
■現状と課題	今後も対象となる高齢者が増加することが予測されています。
■今後の方針	引き続き長寿を祝福するとともに、敬老思想の高揚を図ります。また、対象者の贈呈時における負担軽減を考慮し、贈呈のあり方を検討していきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
対象人数（人）	196	182	194	200	205	210	220

⑤元気いきいき高齢者応援事業

■事業の概要	介護認定を受けていない元気な高齢者に対し、長年にわたる健康維持や介護予防への努力を祝福するため、厚岸町商工会が発行する3万円相当の商品券等を贈呈する事業です。
■現状と課題	平成30年度から事業を開始し、事業の周知を図っています。
■今後の方針	元気な高齢者が増えるよう、各種事業の推進を図るとともに、高齢者の目標になるような事業を目指していきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
対象人数（人）	27	28	36	35	40	40	45

第2節 介護保険の事業費の見込み

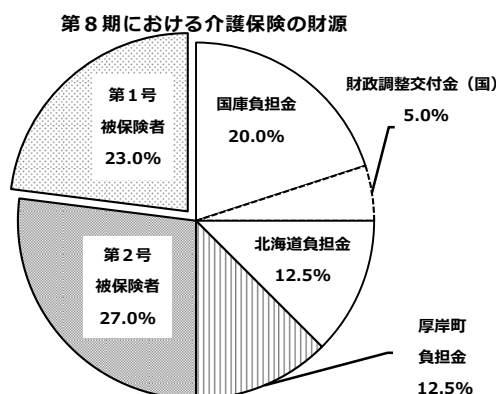
1. 介護保険の財源

介護保険の財源については、事業内容により、公費負担と対象者負担の割合が異なります。財源の内訳については、以下のとおりです。

(1) 介護保険の財源内訳

介護保険は、社会全体で支える制度としておおむね半分を公費、半分を65歳以上の高齢者と40歳～64歳の人の保険料で運営されており、その内訳は次のとおりです。

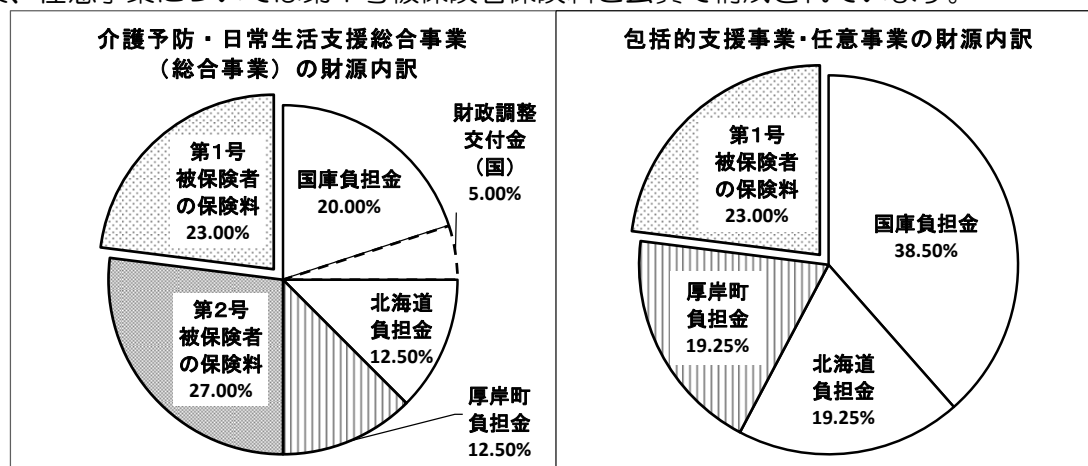
また、国の25%のうち5%部分は、調整交付金となっており、各市町村の後期高齢者（75歳以上）の占める割合が高く所得水準が低い市町村に対しては、調整交付金が5%プラス α となり、プラス α 分は、第1号被保険者の負担が減る仕組みとなっています。第8期に関しては、第1号被保険者の負担割合の変更はありません。



※なお、施設系サービス費については国庫15%、北海道17.5%の負担となっています。

(2) 地域支援事業の財源内訳

地域支援事業については、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」と「任意事業」の3つの事業に分けられ、政令において一定の限度額が定められています。その財源構成は、総合事業については、現行の介護給付費と同様となっており、包括的支援事業、任意事業については第1号被保険者保険料と公費で構成されています。



注：政令において定められている限度額を超える部分については、それぞれ市町村の負担となります。

第2章 各論

◆要支援・要介護状態（おおむねの状態像）とサービスについて

介護 状態区分	心身の状態の例	利用できる サービス・事業等
非該当 (自立)	歩行や起き上がりなどの日常生活上の基本的動作（日常生活動作 ^{*1} ）を自分で行うことが可能であり、かつ、薬の内服、電話の利用などの手段的日常生活動作（ ^{*2} ）を行う能力のある状態	総合事業
要支援 1	日常生活動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、現在の状態の悪化防止により要介護状態となることへの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態	在宅と一部施設の 介護予防サービス
要支援 2	要支援 1 の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態	総合事業
要介護 1	要支援 2 の状態から、手段的日常生活動作を行う能力が一部低下し、部分的介護が必要となる状態	在宅と施設の 介護サービス
要介護 2	要介護 1 の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態	
要介護 3	要介護 2 の状態と比較して、日常生活動作と手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態	
要介護 4	要介護 3 の状態に加えて、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態	
要介護 5	要介護 4 の状態よりさらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態	

*1 日常生活動作：食事、椅子とベッド間の移動、整容、トイレ動作、入浴、移乗、階段昇降、更衣、排便自制、排尿自制

*2 手段的日常生活動作：電話の使い方、買い物、食事の支度、家事、洗濯、移動の仕方、外出、服薬の管理、金銭の管理

◆居宅・介護予防サービス等区分の支給限度額

認定区分	支給限度額(単位) (1か月の基準)	居宅・介護予防サービス等区分に含むサービスの種類
要支援 1	5,032単位	① 訪問介護 ② (介護予防) 訪問入浴介護 ③ (介護予防) 訪問看護 ④ (介護予防) 訪問リハビリテーション ⑤ 通所介護 ⑥ (介護予防) 通所リハビリテーション ⑦ (介護予防) 福祉用具貸与 ⑧ (介護予防) 短期入所生活介護 ⑨ (介護予防) 短期入所療養介護 ⑩ (介護予防) 特定施設入所者生活介護 ⑪ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ⑫ (介護予防) 認知症対応型通所介護 ⑬ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 ⑭ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護（短期利用） ⑮ 地域密着型通所介護
要支援 2	10,531単位	
要介護 1	16,765単位	
要介護 2	19,705単位	
要介護 3	27,048単位	
要介護 4	30,938単位	
要介護 5	36,217単位	
支給限度額が 適用されないサービス		① (介護予防) 居宅療養管理指導 ② (介護予防) 特定施設入居者生活介護 ③ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く） ④ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ⑤ (介護予防) 特定福祉用具販売 ⑥ (介護予防) 住宅改修

2. 介護保険サービス量の見込み

(1) 居宅サービス量の見込み

①訪問介護

■サービスの概要	訪問介護員（ホームヘルパー）が要介護者の居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事などの身体介護やその他日常生活上の援助を行うサービスです。
■現 状	介護予防訪問介護は、平成29年4月から地域支援事業の総合事業へ移行しました。 利用者数はおおむね横ばいで推移していますが、利用回数は増加で推移しています。 令和2年9月現在の利用者は138人と、居宅サービス利用者441人の約31.29%が利用しています。 利用者の介護度の構成は、要介護1の認定者が最も多く、比較的軽度の認定者の割合が高くなっています。
■課 題	要介護認定者の生活において欠かせないサービスであり、特にひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯が増加する中、今後も需要があることが予測されています。 町内の3つの訪問介護事業所において、人員が不足しており、サービス利用提供回数や日時を調整しながら運営している状況です。 また、利用者の日常生活動作の維持改善を図り、日々変化する心身の状況に合わせた柔軟なサービス提供が必要となっています。
■今後の方針	●サービス担当者会議などを通じて、事業者間の連携強化やサービスの質の向上を図ります。 ●サービスを必要とする利用者の把握及び情報収集を行うとともに、訪問介護員の人材の確保や育成において、事業者と連携を図ります。 ●一定回数以上の生活援助中心のサービス利用について、地域ケア会議を活用して検討・協議します。
■サービス量の見込み	要介護認定者及びひとり暮らしの高齢者が増加するに伴い、サービス量は増加すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
利用者数 (人/年)	介護サービス	1,674	1,576	1,632	1,677	1,689	1,701	1,725
	計	1,674	1,576	1,632	1,677	1,689	1,701	1,725
利用回数 (回/年)	介護サービス	20,635	21,073	22,099	22,479	22,859	23,239	23,999
	計	20,635	21,073	22,099	22,479	22,859	23,239	23,999

第2章 各論

②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

■サービスの概要	介護職員と看護職員が要介護者等の居宅を入浴車等で訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るサービスです。
■現 状	町内には、事業所が1か所あり、令和2年9月現在、2人が利用しています。 対象者が限定されていますが、利用者数、利用回数は増加の傾向にあります。 通所サービスの入浴介護を利用できない要介護者にとって必要なサービスとなっています。
■課 題	町内の事業所は通所介護事業所と併設しており、サービス提供に当たって人員体制を確保する必要があります。 終末期を在宅で生活する人などのニーズがあり、サービスを必要とする利用者の今後の動向に注視していくことが必要です。
■今後の方針	●サービス担当者会議などを通じて、サービスを必要とする利用者の把握及び情報収集を行うとともに、サービスの質の向上を図ります。
■サービス量の 見込み	第7期期間中は増加の傾向でしたが、利用する対象者が限定され、増減があるため、一定サービス量の横ばいで推移すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
利用者数 (人／年)	介護予防サービス	1	0	0	0	0	0	0
	介護サービス	28	33	39	32	32	32	32
	計	29	33	39	32	32	32	32
利用回数 (回／年)	介護予防サービス	8	0	0	0	0	0	0
	介護サービス	107	119	141	116	116	116	116
	計	115	119	141	116	116	116	116

③訪問看護・介護予防訪問看護

■サービスの概要	医師の判断に基づいて、看護師などが要介護者等の居宅を訪問し、療養上の世話と必要な診療の補助を行い、心身機能の維持回復と生活機能の維持向上を図るサービスです。
■現 状	利用者数、利用回数は増加傾向にあり、令和2年9月現在の利用者は16人と、居宅サービス利用者441人の約3.63%が利用しています。 町内に1か所の事業者があり、病状が安定期にある人が対象となっています。 また、利用者の介護度の構成は、要支援者より要介護者が多く、特に要介護1の認定者の割合が高くなっています。
■課 題	病気の治療後に在宅で療養、体調管理などが必要な高齢者が増加しています。 サービスの需要が高まると予測されるため、利用者の今後の動向に注視していくことが必要です。 また、安定したサービスを提供するために、事業者の人員体制を確保する必要があるため、事業者との連携が必要です。
■今後の方針	●サービス担当者会議などを通じて、福祉と医療・事業者間などの連携強化や、適切なサービス提供を図ります。 ●利用ニーズに合わせて事業者と連携し、専門職の確保に努めます。
■サービス量の 見込み	第7期期間中は増加傾向でしたが、提供するサービス事業者の増加はなく、提供体制も変わらないことから、一定サービス量の横ばいで推移すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
利用者数 (人／年)	介護予防サービス	20	26	33	36	36	36	36
	介護サービス	139	154	183	180	180	180	180
	計	159	180	216	216	216	216	216
利用回数 (回／年)	介護予防サービス	127	155	176	169	169	169	169
	介護サービス	867	959	1,074	1,110	1,110	1,110	1,110
	計	994	1,114	1,250	1,279	1,279	1,279	1,279

第2章 各論

④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

■サービスの概要	理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）が要介護者等の自宅を訪問して、生活機能の維持または向上を目指し、リハビリテーションを行うことにより心身機能の維持回復を図るサービスです。
■現 状	利用者数、利用回数はともに増加傾向にあり、令和2年9月現在の利用者は17人と、居宅サービス利用者441人の約3.85%が利用しています。 また、利用者の介護度の構成は、中度の認定者の割合が高くなっています。
■課 題	町内には2か所の事業所があり、通所リハビリテーション事業等と併設しており、サービス提供に当たって人員体制を確保する必要があります。 要介護者等が在宅生活において機能低下が進まないよう、身体状況の重度化を予防するサービスとして期待されています。 また、在宅介護と医療が円滑に連携し、通所または訪問いずれかの選択について、適正に対応していくことが必要となっています。
■今後の方針	●サービス担当者会議などを通じて、事業者間の連携強化や情報提供などによりサービスを必要とする利用者の把握に努めます。 ●訪問リハビリテーションにおいては、通所リハビリテーションによる対応が可能な部分もあることから、訪問サービスの必要性を確認しながら、福祉と医療の連携を図ります。
■サービス量の 見込み	第7期期間中は増加傾向でしたが、提供するサービス事業者の増加はなく、提供体制も変わらないことから、一定サービス量の横ばいで推移すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
利用者数 (人／年)	介護予防サービス	39	39	23	32	32	32	32
	介護サービス	171	170	188	177	177	177	177
	計	210	209	211	209	209	209	209
利用回数 (回／年)	介護予防サービス	204	196	110	180	180	180	180
	介護サービス	935	991	1,191	1,105	1,105	1,105	1,105
	計	1,139	1,187	1,301	1,285	1,285	1,285	1,285

⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

■サービスの概要	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが要介護者等に対し、居宅を訪問して療養上の管理や指導を行い、療養生活の質の向上を図るサービスです。
■現 状	利用者数、利用回数ともにおおむね横ばいで推移しており、令和2年9月現在の利用者は42人と、居宅サービス利用者441人の約9.52%が利用しています。 認知症グループホームの入居者や、町外の有料老人ホームなどの施設入居者も利用できます。
■課 題	サービス事業所は、保険医療機関や保険薬局であれば指定されたものとみなされ、人員・設備基準を満たせば実施できます。 そのため、福祉と医療の連携のもと、サービスを必要とする利用者の把握に努める必要があります。
■今後の方針	●サービス担当者会議などを通じて、事業者間の連携強化や情報提供などによりサービスを必要とする利用者の把握に努めます。 ●居宅療養管理指導は、往診や通院で対応が可能な部分もあることから、サービス担当者会議などを通じて、福祉と医療の連携強化を図ります。
■サービス量の 見込み	町外の有料老人ホームなどの入居によってサービス量が増加する可能性はありますが、利用する対象者が限定され、増減があるため、一定サービス量の横ばいで推移すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
利用者数 (人／年)	介護予防サービス	0	8	13	12	12	12	12
	介護サービス	515	555	511	552	552	552	552
	計	515	563	524	564	564	564	564

第2章 各論

⑥通所介護

■サービスの概要	老人デイサービス等が、在宅の要介護者に通ってもらい（送迎し）、入浴・排せつなどの介護や食事、その他日常生活上の援助、機能訓練などを提供するサービスです。
■現 状	介護予防通所介護は、平成29年4月から地域支援事業の総合事業へ移行しました。 利用者数、利用回数は増加傾向にあり、令和2年9月現在の利用者は135人と、居宅サービス利用者441人の約30.61%となっています。 また、利用者の介護度の構成は、幅広い層となっています。 通所介護は、介護する家族の負担の軽減を図る機能や閉じこもり予防の機能も有しています。
■課 題	町内には2つの事業者があり、それぞれの事業者でレクリエーション、創作活動、機能訓練など、利用者の選択に基づくサービスを提供しています。 要介護認定者の生活において欠かせないサービスであり、特にひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯が増加する中、今後も需要が高まることが予測されています。
■今後の方針	●サービス担当者会議などを通じて、事業者間の連携強化やサービスの質の向上を図ります。 ●サービスを必要とする利用者の把握及び情報収集を行うとともに、介護員の人材の確保や育成において、事業者と連携を図ります。
■サービス量の見込み	要介護認定者及びひとり暮らしの高齢者の増加に伴い、サービス量は増加すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
利用者数 (人／年)	介護サービス	1,662	1,677	1,681	1,696	1,715	1,744	1,789
	計	1,662	1,677	1,681	1,696	1,715	1,744	1,789
利用回数 (回／年)	介護サービス	13,147	13,131	13,419	13,591	13,771	13,958	14,161
	計	13,147	13,131	13,419	13,591	13,771	13,958	14,161

⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

■サービスの概要	介護老人保健施設やデイケアセンターなどが、在宅の要介護者等に通ってもらい（送迎し）、心身機能の維持回復のためのリハビリテーションを提供するサービスです。
■現 状	令和元年4月から新たに1か所の事業者が指定を受けてサービスを提供しています。 利用者数、利用回数は増加傾向にあり、令和2年9月現在の状況で92人の利用があり、居宅サービス利用者441人の約20.86%が利用しています。 利用者の構成は要介護1・2の認定者が多い状況となっています。
■課 題	事業所は、理学療法士（PT）や作業療法士（OT）を配置しており、運動機能向上や認知症予防が期待できることから、心身状況の重度化を予防するサービスとして期待されています。 町内には2か所の事業所があり、訪問リハビリテーション事業等と併設しており、サービス提供に当たって人員体制を確保する必要があります。 また、入院中の医療機関からの退院後速やかにリハビリテーションを実施することが効果的なことから、医療機関とのより一層の連携を図ることが必要です。
■今後の方針	●サービス担当者会議などを通じて、事業者間の連携強化や情報提供などによりサービスを必要とする利用者を把握し、福祉と医療の連携強化に努めます。
■サービス量の 見込み	要介護認定者及び要支援認定者の増加に伴い、サービス量は増加すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
利用者数 (人／年)	介護予防サービス	328	329	348	359	371	380	396
	介護サービス	593	783	746	780	791	802	816
	計	921	1,112	1,094	1,139	1,162	1,182	1,212
利用回数 (回／年)	介護予防サービス	1,796	1,790	1,771	1,772	1,809	1,822	1,835
	介護サービス	3,909	4,984	5,121	5,126	5,180	5,238	5,245
	計	5,705	6,774	6,892	6,898	6,989	7,060	7,080

第2章 各論

⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

■サービスの概要	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などが、要介護者等を短期間入所させて、入浴・排せつ・食事などの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練を提供し、利用者の心身の機能維持と家族の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスです。
■現 状	町内には1つの事業所があり、短期入所生活介護を利用する目的として20床のベッド数で運用しています。 利用者数はおおむね横ばいで推移しています。 令和2年9月現在の利用者は45人と、居宅サービス利用者441人の約10.20%が利用しています。 利用者の介護度の構成は、要介護1から要介護5までの幅広い層となっています。 また、介護老人福祉施設の空床ベッドを短期入所生活介護として利用できます。
■課 題	世帯構成の変化により、サービスの需要が増加している状況にあり、2週間以上の長い期間を利用する人は全体の約20%を占めている状況です。 利用者数の増加により、緊急時に利用したい時に空いていないことがあります。
■今後の方針	●限られたサービス提供体制において可能な限りのサービスの受け入れを確保するため、介護保険事業所と情報交換し、効率的なサービスの提供に努めます。 ●サービス担当者会議などを通じて、事業者間の連携強化やサービスの質の向上を図ります。
■サービス量の 見込み	新たな短期入所施設の開設もなく、現状における定員内の利用に限られ、サービス量は一定サービス量の横ばいで推移すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
利用者数 (人/年)	介護予防サービス	4	1	5	3	3	3	3
	介護サービス	521	519	535	530	530	530	530
	計	525	520	540	533	533	533	533
利用回数 (回/年)	介護予防サービス	24	7	17	11	11	11	11
	介護サービス	7,435	9,448	6,466	6,742	6,742	6,742	6,742
	計	7,459	9,455	6,483	6,753	6,753	6,753	6,753

⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

■サービスの概要	介護老人保健施設等が、要介護者等を短期間入所させて看護、医学的な管理の下での介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の世話を提供し、利用者の心身の機能維持と家族の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスです。
■現 状	利用者数は月によってばらつきがあり、利用のない月もあります。年間延人数でみると令和元年度においては 9 人の利用となっています。 町内では介護老人保健施設ここみ（23床）の空床時に利用できます。
■課 題	専用施設はなく、主に介護老人保健施設の空床時に利用するサービスのため、安定的にサービス提供できない状況となっています。また、医師の診療方針を踏まえてサービスを提供する必要があるため、福祉と医療が連携していくことが必要です。
■今後の方針	●介護保険事業所と情報交換し、効率的なサービスの提供に努めるとともに介護老人保健施設を有効に活用していきます。 ●サービス担当者会議などを通じて、事業者間の連携強化や情報提供などによりサービスを必要とする利用者の把握に努めるとともに、福祉と医療の連携強化や情報提供に努めます。
■サービス量の 見込み	介護老人保健施設の空床利用に限られ、サービス量は一定サービス量の横ばいで推移すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
利用者数 (人／年)	介護予防サービス	0	0	0	0	0	0	0
	介護サービス	20	9	6	8	8	8	8
	計	20	9	6	8	8	8	8
利用回数 (回／年)	介護予防サービス	0	0	0	0	0	0	0
	介護サービス	135	89	56	76	76	76	76
	計	135	89	56	76	76	76	76

第2章 各論

⑩福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

■サービスの概要	要介護者等が、居宅で能力に応じ自立した日常生活を送れるよう、適切な福祉用具の選定の援助等を行い貸与することで、日常生活上の便宜を図るとともに、介護者の負担軽減を図るサービスです。
■現 状	利用者数はおおむね横ばいの傾向にあり、令和2年9月現在の利用者は218人と、居宅サービス利用者441人の約49.43%の利用となっています。 利用者の介護度に関わらず、幅広く利用されています。 町内に福祉用具貸与事業者はなく、町外の事業者がサービスを提供しています。
■課 題	利用内容については、手すり、歩行器の貸与が多くを占めています。 軽度者（要支援1・2、要介護1）の車いす等の貸与について、保険給付対象外のため、本人の状況に基づき適切に必要な人への貸与ができるよう医療・介護における連携が必要です。
■今後の方針	●町民に対して、福祉用具を理解することができるよう普及啓発を図ります。 ●軽度者の福祉用具の取扱いについて、医学的所見に基づきながら、ケアプラン等を確認し、妥当性・適合性を精査します。 ●サービス担当者会議などを通じて、事業者間の連携強化やサービスの質の向上を図ります。
■サービス量の 見込み	数年間の推移から、サービス量は一定のサービス量の横ばいで推移すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
利用者数 (人／年)	介護予防サービス	731	699	648	702	702	702	702
	介護サービス	2,055	2,056	1,997	2,088	2,088	2,088	2,088
	計	2,786	2,755	2,645	2,790	2,790	2,790	2,790

⑪特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売

■サービスの概要	「腰掛便座」、「入浴補助用具」など福祉用具貸与になじまない排せつや入浴に使用する特定福祉用具の購入費の支給が受けられるサービスです。
■現 状	利用は月によってばらつきがあり、年間延人数でみると令和元年度では 49 人となっております。 利用者の介護度の構成は、要支援 1・2 から要介護 3 までの要介護者の割合が高くなっています。 また、購入される福祉用具の品目からみると、シャワーベンチ、浴槽手すりなど入浴時に使用される用具が最も多く、次いでポータブルトイレなどの用具が多くなっています。
■課 題	利用者の身体状況や住まいの状況に応じて、福祉用具を適切に活用する必要があります。 また、個々の状況に適した福祉用具の選定が重要なため、介護支援専門員や福祉用具専門相談員の支援が必要となっています。
■今後の方針	●心身の変化に応じた福祉用具の購入につながるよう、介護支援専門員、福祉用具専門相談員などと連携を図りながら支援します。 ●サービス担当者会議などを通じて、事業者間の連携強化やサービスの質の向上を図ります。
■サービス量の見込み	年度によって増減のあるサービスとなっていますが、一定のサービス見込みがあり、サービス量は一定のサービス量の横ばいで推移すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
利用者数 (人／年)	介護予防サービス	20	18	9	18	18	18	18
	介護サービス	43	31	47	45	45	45	45
	計	63	49	56	63	63	63	63

第2章 各論

⑫住宅改修・介護予防住宅改修

■サービスの概要	「手すりの取付け」、「段差の解消」、「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更」などを行った場合の費用について、支給限度基準額（20万円）の7割～9割相当分の支給が受けられるサービスです。
■現 状	利用は月によってばらつきがあり、利用のない月もあります。 年間延人数でみると令和元年では 48 人となっています。 利用者の介護度の構成は、要支援1・2から要介護1までの軽度の要介護者の割合が高くなっています。 また、住宅改修の内容は手すりの設置が最も多く、次いで段差の解消が多くなっています。
■課 題	在宅介護の環境整備の推進という視点に立ち、利用者の身体状況や住まいの状況に応じて適切に改修が行われる必要があります。 また、給付対象となる改修が限定されていること、改修費用の上限があることなど、制度の周知に努める必要があります。
■今後の方針	●利用者にとってより良い住環境になるよう介護支援専門員と改修業者が連携し、身体の状態に合わせた改修を行います。 ●サービス担当者会議などを通じて、事業者間の連携強化やサービスの質の向上を図ります。
■サービス量の 見込み	年度によって増減のあるサービスとなっていますが、一定のサービス見込みがあり、サービス量は一定のサービス量の横ばいで推移すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
利用者数 (人／年)	介護予防サービス	17	19	23	20	20	20	20
	介護サービス	40	29	35	39	39	39	39
	計	57	48	58	59	59	59	59

⑬特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

■サービスの概要	特定施設入居者生活介護は、特定施設（有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム）において、入居する要介護者等に対し、特定施設サービス計画に基づいて入浴、排せつ、食事などの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を行い、施設で能力に応じた自立した生活を提供するサービスです。
■現 状	町内に特定施設はなく、町外で運営している事業者の施設を利用しています。 特定施設は、幅広い介護度の人が利用しており、令和2年9月現在では27人の利用となっています。 要介護者はおおむね横ばいで推移していますが、要支援者が増加傾向にあります。
■課 題	町外での施設整備が進み、施設サービスを希望する人のうち、介護老人福祉施設等の入所を待機している人や町外に住む家族の近郊にある施設に移り住んでいることで、一定の需要がある状況となっています。 住所地特例の対象者が多いため、サービスを必要とする利用者の把握と情報収集に努め、適切なサービス提供を確認する必要があります。
■今後の方針	●サービス担当者会議などを通じて、事業者間の連携強化や情報提供などにより、サービスを必要とする利用者の把握に努めるとともに、福祉と医療の連携強化や情報提供に努めます。 ●住所地特例の対象者の場合は、転居先の保険者と連携強化し、サービスを受ける利用者の把握に努めます。
■サービス量の 見込み	町内に新規事業所の参入はなく、町外の事業所のみの利用と考えられますが、一定の需要があることから、サービス量はおおむね横ばいで推移すると見込んでいます。 （介護予防サービスについては、ここ数年の実績状況から増加すると見込んでいます。）

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
利用者数 (人/年)	介護予防サービス	1	7	42	48	53	58	66
	介護サービス	279	285	256	276	276	276	276
	計	280	292	298	324	329	334	342

第2章 各論

⑭居宅介護支援・介護予防支援

■サービスの概要	居宅介護支援は、要介護者が居宅サービスや地域密着型サービス（施設サービスを除く。）を利用する際に、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成やサービス提供事業者との連絡調整などを支援するサービスです。 介護予防支援は、要支援者が介護予防給付や地域密着型介護予防サービス等を利用する際に、介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）の作成やサービス提供事業者との連絡調整などを支援するサービスです。
■現 状	町内にある居宅介護支援事業所は3か所で、9人の介護支援専門員で対応しており、介護予防支援は地域包括支援センターに介護支援専門員等を配置し、一部委託しながら対応しています。 利用者数は、おおむね横ばいで推移しており、令和2年9月現在における居宅介護支援は294人、介護予防支援は75人となっています。 介護予防支援のうち、介護予防訪問介護と介護予防通所介護に限定して行う介護予防サービス計画は、平成29年4月から総合事業の介護予防ケアマネジメントへ移行しています。
■課 題	介護支援専門員は、介護サービスやインフォーマルサービス等の調整役として重要な役割を果たしています。 現在、介護認定者が増加傾向にある中で、自立支援重度化防止の視点に立ったケアマネジメント支援が重要となっています。 また、支援の困難性が高い対象者が増加している中で、多職種・多機関との連携を図る必要があります。
■今後の方針	●各種研修会への参加の推進や、サービス担当者会議などを通じて、事業者間の連携強化やサービスの質の向上を図ります。 ●地域包括支援センターが行う連絡会議や地域ケア会議などで、介護支援専門員への情報提供と事業者間の相互協力や連携を図り、利用者が安心して利用できる環境を整えます。
■サービス量の 見込み	居宅介護支援は一定のサービス見込みがあり、おおむね横ばいで推移すると見込んでいます。 介護予防支援は、要支援認定者数の増加が見込まれるため、増加すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
利用者数 (人/年)	介護予防サービス	995	919	927	936	948	960	1,032
	介護サービス	3,302	3,328	3,451	3,498	3,498	3,498	3,498
	計	4,297	4,247	4,378	4,434	4,446	4,458	4,530

(2) 地域密着型サービス量の見込み

地域密着型サービスは、認知症や要介護の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けることを支援する観点から、原則として、その市町村に住む被保険者のみが利用できるサービスとなっています。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

■サービスの概要	定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、重度者をはじめとした要介護者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。
■現 状	町内でサービスを提供する事業所はなく、町外における利用が主体です。 令和元年10月から定期的にサービスを利用しています。 令和2年9月現在の利用者は 1 人となっています。
■課 題	町内に事業所はなく、計画期間内において新規事業所の開設は予定されていないことから、町外のサービス状況を注視していく必要があります。
■今後の方針	●サービス担当者会議などを通じて、事業者間の連携強化や情報提供などにより、サービスを必要とする利用者の把握に努めます。
■サービス量の見込み	町外のサービスに限定されているため、サービス量については横ばいで推移すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
利用者数 (人／年)	介護サービス	0	3	12	12	12	12	12
	計	0	3	12	12	12	12	12

第2章 各論

②地域密着型通所介護（小規模デイサービス）

■サービスの概要	利用定員 18 人以下の小規模の老人デイサービスセンターなどに通ってもらい（送迎し）、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の世話や生活機能訓練などを提供し、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図るサービスです。
■現 状	町内でサービスを提供する事業所はなく、町外における利用が主体であり、令和2年9月現在の利用者は 3 人となっています。
■課 題	町内に事業所はなく、計画期間内において新規事業所の開設は予定されていないことから、町外のサービス状況を注視していく必要があります。
■今後の方針	●サービス担当者会議などを通じて、事業者間の連携強化や情報提供などにより、サービスを必要とする利用者の把握に努めます。
■サービス量の 見込み	町外のサービスに限定されているため、サービス量については横ばいで推移すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
利用者数 (人／年)	介護サービス	33	26	35	29	29	29	29
	計	33	26	35	29	29	29	29
利用回数 (回／年)	介護サービス	261	165	292	220	220	220	220
	計	261	165	292	220	220	220	220

③認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

■サービスの概要	認知症の利用者に対し、デイサービスセンター等に通ってもらい（送迎し）、認知症状態にある利用者一人ひとりの人格を尊重し、入浴、排せつ、食事などの介護、日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。 認知症の特性に配慮したサービスであるため、一般の通所介護と一体的な形では実施できないサービスです。
■現 状	町内には、認知症対応型共同生活介護事業所（認知症グループホーム）の共用型として、居間や食堂等を活用し、施設の利用者とともに認知症対応型通所介護を提供しています。 2つの事業所ともに原則として、1日3人を定員としています。
■課 題	認知症を理由とした要介護認定申請に関わる相談が増加しており、認知症状の緩和や家族介護の負担軽減対策も必要であることから、その他の居宅介護サービスと連携して対応する必要があります。
■今後の方針	●各種研修会への参加の推進や、サービス担当者会議などを通じて、事業者間の連携強化やサービスの質の向上を図ります。 ●認知症の程度によって異なるサービスのニーズを適切に把握した上で、サービスの供給体制の確保に努めます。
■サービス量の見込み	現状における定員制限内の利用に限られ、サービス量についてはおおむね横ばいで推移すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
利用者数 (人/年)	介護予防サービス	0	0	0	0	0	0	0
	介護サービス	76	46	29	48	48	48	48
	計	76	46	29	48	48	48	48
利用回数 (回/年)	介護予防サービス	0	0	0	0	0	0	0
	介護サービス	832	649	514	690	690	690	690
	計	832	649	514	690	690	690	690

第2章 各論

④小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

■サービスの概要	登録された利用者を対象に、「通い」を中心として、利用者の心身の状況、その置かれている環境や希望に応じて、「随時訪問」や「宿泊」を組み合わせるサービスを提供し、在宅での生活継続を支援するサービスです。
■現 状	町内にサービスを提供する事業所はなく、町外における利用が主体であり、町では、事業所所在地の市町村との合意のもと、指定した施設での1名のみの利用となっております。
■課 題	町内に事業所はなく、今回の計画期間内において新規事業所の開設は予定されていないことから、町外のサービス状況を注視していく必要があります。
■今後の方針	●地域密着型サービスの適正な運営について、地域密着型サービス運営委員会による検討・協議を踏まえて対応を図ります。 ●サービス担当者会議などを通じて、事業者間の連携強化やサービスの質の向上を図ります。
■サービス量の 見込み	町外のサービスに限定されているため、サービス量については横ばいで推移すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
利用者数 (人/年)	介護予防サービス	0	1	0	0	0	0	0
	介護サービス	12	19	17	15	15	15	15
	計	12	20	17	15	15	15	15

⑤認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

■サービスの概要	認知症の状態にある利用者に対し、共同生活を営むべき住居（グループホーム）において、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を提供するサービスです。
■現 状	町内に事業所が2か所あり、ユニット方式の居住形態で1ユニット9人、4ユニット計36人が共同生活しています。 令和2年9月現在の利用者は36人と満床の利用となっています。
■課 題	認知症高齢者の増加が予測され、既存施設との連携が必要です。 また、地域密着型サービスは町が指定・監督権限を有することから、適正なサービス運営について継続した指導が必要です。
■今後の方針	●サービス担当者会議などを通じて、事業者間の連携強化やサービスの質の向上を図ります。 ●地域密着型サービスの適正な運営について、地域密着型サービス運営委員会による検討・協議を踏まえて対応を図ります。 ●事業所が定期的開催する地域密着型運営推進会議を通じて、運営状況の確認や事業所との意見交換を行います。
■サービス量の 見込み	新規事業所の開設もなく、満床の状況であるため、サービス量は横ばいで推移すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
利用者数 (人／年)	介護予防サービス	0	0	0	0	0	0	0
	介護サービス	437	438	435	432	432	432	432
	計	437	438	435	432	432	432	432

第2章 各論

⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

■サービスの概要	原則要介護3以上の要介護者を対象とした定員が29人以下の特別養護老人ホームで、入浴や排せつ、食事などの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を行うサービスです。
■現 状	特別養護老人ホーム心和園のユニット部分 18床 が、平成26年4月に地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護として指定されました。 利用者は、令和2年9月現在で 18 人と満床の利用となっています。
■課 題	重度化する利用者のケアの体制に重点を置き、利用者が安心して生活できるようサービスの質の向上を図る必要があります。 また、地域密着型サービスは町が指定・監督権限を有することから、適正なサービス運営について継続した指導が必要です。
■今後の方針	●管内での施設の増床予定はあるものの、町内における施設待機者の解消は見込めない現状を踏まえ、入所判定を適切に実施できるよう、施設と連携を図ります。 ●サービス担当者会議などを通じて、事業者間の連携強化やサービスの質の向上を図ります。 ●地域密着型サービスの適正な運営について、地域密着型サービス運営委員会による検討・協議を踏まえて対応を図ります。 ●事業所が定期的開催する地域密着型運営推進会議を通じて、運営状況の確認や事業所との意見交換を行います。
■サービス量の 見込み	町内施設での利用は満床の状況にあり、利用者は横ばいで推移すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
利用者数 (人／年)	介護サービス	200	239	219	216	216	216	216
	計	200	239	219	216	216	216	216

(3) 施設サービス量の見込み

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

■サービスの概要	原則要介護3以上の要介護者を対象とし、居宅で適切な介護を受けることが困難な要介護者が入所する施設で、入浴・排せつ・食事などの介護、その他日常生活上の世話、機能訓練などを受けられるサービスです。
■現 状	町内には、町立特別養護老人ホーム心和園（多床室50床）があり、一時的な入院や退所などにより空床になる場合がありますが、ほぼ満床状態となっています。 利用者は、町外の施設入所者を併せて令和2年9月現在で 57 人となっています。 利用者の介護度の構成は、要介護4・5の要介護者の割合が73.68%と高くなっており、利用者の重度化が進んできています。
■課 題	入所申込者は多く、令和2年10月1日現在、町内・町外の施設を申し込んでいる人は74人おり、うち在宅者は28人、介護老人保健施設、医療機関、グループホームなどの施設に入所している人は46人となっています。介護度については、要介護3から要介護5までの人の割合が高くなっています。 また、新規入所者は、原則として要介護3以上に限定されることに伴い、虐待などの困難事例に対応するため、国の指針に基づき、町の適切な関与のもと、要介護1・2の人でも必要に応じ、入所できるよう適切に対応する必要があります。
■今後の方針	●管内での施設の増床予定はあるものの、町内における施設待機者の解消は見込めない現状を踏まえ、入所判定を適切に実施できるよう、施設と連携を図ります。 ●サービス担当者会議などを通じて、事業者間の連携強化やサービスの質の向上を図ります。 ●地域ケア会議で検討している困難事案に対し、町の適切な関与のもと、必要に応じた入所判断を行います。 ●介護職員の人材確保及び育成を図ります。
■サービス量の見込み	今後は、施設入所者の重度化により、現状から給付費は増加するものの、町内施設での利用は満床の状況であるため、一定のサービス量のおおむね横ばいで推移すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
利用者数 (人/年)	介護サービス	660	640	650	660	660	660	660
	計	660	640	650	660	660	660	660

第2章 各論

②介護老人保健施設

■サービスの概要	症状が安定した状態の要介護者に対し、在宅復帰を目的として入所する施設で、看護、医学的な管理のもとでの介護、機能訓練等の必要な医療、その他日常生活上の世話などを受けられるサービスです。
■現 状	町内には、老人保健施設ここみ（23床）があり、一時的な入院や退所などにより空床になる場合がありますが、ほぼ満床状態となっています。 利用者は、町外の施設入所者を併せて令和2年9月現在で 29 人となっています。 また、利用者の介護度の構成は要介護1から要介護5までと幅広く、入院先の病院からそのまま入所する傾向があります。
■課 題	施設入所の申込が多く、入所の待機者が多い状況となっています。 また、施設入所希望者の状況や各施設の空床状況などを把握し、適切な情報提供や相談業務を行っていく必要があります。
■今後の方針	●入所希望者の状況の把握や空床状況などの情報提供に努めます。 ●サービス担当者会議などを通じて、事業者及び医療機関との連携強化を図ります。
■サービス量の 見込み	町内施設での利用は満床の状況から、おおむね横ばいで推移すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
利用者数 (人／年)	介護サービス	333	329	352	340	340	340	340
	計	333	329	352	340	340	340	340

③介護医療院

■サービスの概要	長期の療養が必要な要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話をを行うことを目的とした施設サービスです。
■現 状	町内でサービスを提供する施設はなく、町外における利用が主体であります。令和2年8月から施設サービスの実績があります。 令和2年9月現在の利用者は 1 人となっています。
■課 題	町内に施設はなく、計画期間内において新規施設の開所は予定されていないことから、町外の施設サービス状況を注視していく必要があります。
■今後の方針	●サービス担当会議などを通じて、事業者間の連携強化や情報提供などにより、サービスを必要とする利用者の把握に努めるとともに、福祉と医療の連携強化や情報提供に努めます。 ●転居先の保険者と連携強化し、サービスを受ける利用者の把握に努めます。
■サービス量の 見込み	町外のサービスに限定されているため、サービス量については横ばいで推移すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
利用者数 (人／年)	介護サービス	0	0	7	12	12	12	0
	計	0	0	7	12	12	12	0

第2章 各論

(4) 必要利用定員総数

①地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

町内における事業所は、1事業所2ユニット18人であり、本計画期間中に新たな整備はないため2ユニット18人の推移とします。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
整備数（回）	－	－	－	－	－	－	－
必要利用定員総数（人）	18	18	18	18	18	18	18

②地域密着型特定施設入居者生活介護

町内における事業所はなく、本計画期間中の新たな整備はない状況です。

③認知症対応型共同生活介護

町内における事業所は、2施設の4ユニット36人であり、本計画期間中に新たな整備はないため4ユニット36人の推移とします。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
整備数（回）	－	－	－	－	－	－	－
必要利用定員総数（人）	36	36	36	36	36	36	36

(5) 独自サービス

①介護保険法による保健福祉事業

介護保険法第115条の49の規定に基づき、第1号保険料を財源として、被保険者全体や家族等を対象とした保健福祉事業が実施できます。

保健福祉事業により、要介護者介護用品給付事業を実施し、要介護度の高い高齢者を家族介護している人に対し経済的負担の軽減を図り、要介護高齢者の在宅生活の継続、自立支援を目的に実施します。また、地域支援事業（総合事業）の一般介護予防事業とも連動し、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた事業としても実施し、健康寿命の延伸も目指します。保健福祉事業の推進に当たっては、高齢者の自立支援・重度化防止等の取組に生かせる「保険者機能強化推進交付金」を活用し、展開を検討していきます。

介護保険法（保健福祉事業）

第百十五條の四十九 市町村は、地域支援事業のほか、要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業、被保険者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業、指定居宅サービス及び指定居宅介護支援の事業並びに介護保険施設の運営その他の保険給付のために必要な事業、被保険者が利用する介護給付等対象サービスのための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。

3. 介護保険サービス事業費の見込み

(1) 標準給付費の見込み

介護サービス事業費は、個別に設定した各種サービス量の見込みに介護報酬単価及び給付実績などを踏まえ、給付率などを勘案して算定しています。

①介護給付費の見込み

(単位：千円)

サービス区分	現状			見込み			
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
居宅サービス							
訪問介護	96,659	105,130	114,345	115,183	116,407	117,621	120,334
訪問入浴介護	1,319	1,443	1,738	1,420	1,421	1,421	1,435
訪問看護	6,777	7,499	8,520	8,527	8,531	8,531	8,616
訪問リハビリテーション	6,169	6,408	7,737	7,470	7,474	7,474	7,548
居宅療養管理指導	2,385	2,543	2,161	2,377	2,379	2,379	2,402
通所介護	87,351	88,377	88,064	88,763	88,905	88,983	90,503
通所リハビリテーション	22,156	26,870	26,666	26,926	27,186	27,486	28,326
短期入所生活介護	46,496	50,623	52,585	51,288	51,317	51,317	51,830
短期入所療養介護	1,423	930	715	834	835	835	843
福祉用具貸与	24,633	23,712	22,392	24,635	24,635	24,635	24,881
特定福祉用具販売	1,655	892	1,387	1,350	1,350	1,350	1,363
住宅改修	3,308	2,452	3,486	2,636	2,636	2,636	2,662
特定施設入居者生活介護	48,949	50,895	46,180	48,999	49,026	49,026	49,516
居宅介護支援	53,276	50,773	48,101	50,749	50,777	50,777	51,284
地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	0	125	772	302	302	302	305
地域密着型通所介護	1,525	1,216	2,211	1,341	1,342	1,342	1,355
認知症対応型通所介護	4,650	3,655	3,149	3,841	3,843	3,843	3,881
小規模多機能型居宅介護	1,433	3,224	3,275	2,660	2,662	2,662	2,688
認知症対応型共同生活介護	115,887	117,345	118,132	118,926	118,992	118,992	120,181
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	49,081	59,290	57,615	57,968	58,001	58,001	58,581
施設サービス							
介護老人福祉施設	145,658	146,330	156,907	158,362	158,450	158,450	160,034
介護老人保健施設	84,337	80,651	86,865	84,465	84,512	84,512	85,357
介護医療院	0	0	2,880	3,600	3,602	3,602	0
合 計	805,127	830,383	855,883	862,622	864,585	866,177	873,925

第2章 各論

②予防給付費の見込み

(単位：千円)

サービス区分	現状			見込み			
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
介護予防サービス							
介護予防訪問入浴介護	54	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	902	1,097	1,284	1,155	1,156	1,156	1,156
介護予防訪問 リハビリテーション	1,382	1,105	616	754	754	754	754
介護予防居宅療養管理指導	0	56	57	40	40	40	40
介護予防通所 リハビリテーション	9,333	9,151	9,517	9,671	9,718	9,883	10,051
介護予防短期入所生活介護	80	32	131	48	48	48	48
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	2,431	2,521	2,812	2,547	2,547	2,547	2,547
特定介護予防福祉用具販売	502	496	158	483	483	483	483
介護予防住宅改修	1,572	1,744	1,892	1,790	1,790	1,790	1,790
介護予防特定施設入居者 生活介護	92	400	2,121	2,173	2,295	2,416	2,657
介護予防支援	4,348	4,010	4,063	4,148	4,204	4,257	4,363
地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型 通所介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型 居宅介護	0	50	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型 共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0
合 計	20,696	20,662	22,651	22,809	23,035	23,374	23,889

③その他のサービス事業費の見込み

(単位：千円)

区分	現状			見込み			
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
特定入所者介護サービス費 等給付額(財政影響調整後)	36,183	49,951	44,234	38,716	36,342	36,346	36,337
特定入所者介護サービス 費等給付額	36,183	49,951	44,234	43,456	43,456	43,456	43,456
基準見直しに伴う財政影 響額	—	—	—	△4,740	△7,114	△7,110	△7,119
高額介護サービス費等 給付額(財政影響調整後)	17,936	20,152	21,337	21,542	21,849	22,286	22,725
高額介護サービス費等 給付額	17,936	20,152	21,337	21,783	22,218	22,662	23,108
基準見直しに伴う財政 影響額	—	—	—	△241	△369	△376	△383
高額医療合算 介護サービス費等給付額	438	3,180	2,814	2,800	2,800	2,800	2,800
算定対象審査支払手数料	865	903	888	905	923	941	975
合 計	55,422	74,186	69,273	63,963	61,914	62,373	62,837

④標準給付費の見込み

(単位：千円)

区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	合計	令和 7年度
標準給付費見込額	949,394	949,534	951,924	2,850,852	960,651
総給付費	885,431	887,620	889,551	2,662,602	912,919
特定入所者介護サービス費等給付 額	38,716	36,342	36,346	111,404	36,337
高額介護サービス費等給付額	21,542	21,849	22,286	65,677	22,725
高額医療合算介護サービス費等給 付額	2,800	2,800	2,800	8,400	2,800
算定対象審査支払手数料	905	923	941	2,769	975

第2章 各論

(2) 地域支援事業費の見込み

(単位：千円)

区分	現状			見込み			
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
地域支援事業費	69,780	68,694	70,038	70,635	71,840	73,330	76,170
介護予防・日常生活 支援総合事業費 (旧介護予防事業)	24,549	23,111	22,788	23,385	23,890	24,680	26,048
包括的支援事業・ 任意事業費	19,516	19,733	19,806	19,806	19,806	19,806	19,806
包括的支援事業 (社会保障充実分)	25,715	25,850	27,444	27,444	28,144	28,844	30,316

4. 第1号被保険者の介護保険料

(1) 第1号被保険者の保険料算定までの流れ

第1号被保険者（65歳以上）の保険料は、標準給付費、地域支援事業費の合計額に応じて、以下の流れで算出されています。

① 第1号被保険者負担相当額の算出

本計画（令和3年度から令和5年度）の3年間の介護や予防に係る費用の総額のうち、第1号被保険者が負担する額（全体の23%）を求めています。

$$(\text{標準給付費} + \text{地域支援事業費}) \times \text{第1号被保険者負担割合 (23\%)} \\ = \text{第1号被保険者負担相当額}$$

② 保険料収納必要額の算出

介護保険制度全体の財政調整、安定運営のため「調整交付金」の要素を加味し、また、介護保険料の引上げ幅を抑制するために「介護給付費準備基金」を取り崩す金額を差し引いた後、予定される介護保険料収納率で除することで、第1号被保険者がまかなうべき総額を算出しています。

$$(\text{第1号被保険者負担相当額} + \text{調整交付金相当額} - \text{調整交付金見込額} \\ - \text{介護給付費準備基金取崩額}) \div \text{予定保険料収納率 (0.990)} \\ = \text{保険料収納必要額}$$

③ 保険料基準額（年額）の算出

第1号被保険者1人当たりの平均保険料（年額）を求めています。

$$\text{保険料収納必要額} \div \text{令和3～5年度の第1号被保険者数の計} \\ (\text{所得段階別加入割合補正後}) \\ = \text{保険料基準額 (年額)}$$

④ 保険料基準額（月額）の算出

第1号被保険者1人当たりの平均保険料（月額）を求めています。

$$\text{保険料基準額 (年額)} \div 12\text{月} \\ = \text{第1号被保険者1人当たりの平均保険料 (月額)}$$

第2章 各論

(2) 保険料収納必要額の算定

本計画期間における保険料収納必要額は、次のとおり算定されています。

第1号被保険者（65歳以上）の負担割合は、第7期計画期間（平成30～令和2年度）においては23%でしたが、第8期計画期間（令和3～5年度）においても23%となります。

●保険料収納必要額の算定

（単位：千円）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	合 計
標準給付見込額	A	949,394	949,534	951,924	2,850,852
地域支援事業見込額	B	70,635	71,840	73,330	215,805
第1号被保険者負担分 $((A+B) \times 23\%)$	C	234,607	234,916	235,808	705,331
調整交付金相当額	D	48,639	48,671	48,830	146,140
調整交付金見込額	E	69,943	69,113	68,362	207,418
介護給付費準備基金取崩額	F				47,572
保険料収納必要額 $(C-(E-D)-F)$					596,481

(3) 第8期介護保険料（保険料基準月額）

第8期介護保険事業計画期間における保険料基準額は、次のとおり算定されています。

保険料収納必要額	保険料収納率見込み	所得段階別加入者割合 補正後被保険者数	月数
596,481千円	÷ 99.00%	÷ 8,998人	÷ 12月

基準保険料「月額」	▶ ▶ ▶ ▶	5,580円／月
基準保険料「年額」	▶ ▶ ▶ ▶	66,960円／年

この基準保険料は所得段階別の保険料では「第5段階」となります。

(4) 所得段階別の介護保険料

第8期の介護保険料の保険料段階は、第7期計画と同じく11の段階に弾力化した保険料段階としています。

低所得者（第1～第3段階）の保険料負担の軽減については、継続して公費（国・道・町）を投入し、保険料負担の軽減を図ります。

●所得段階別保険料

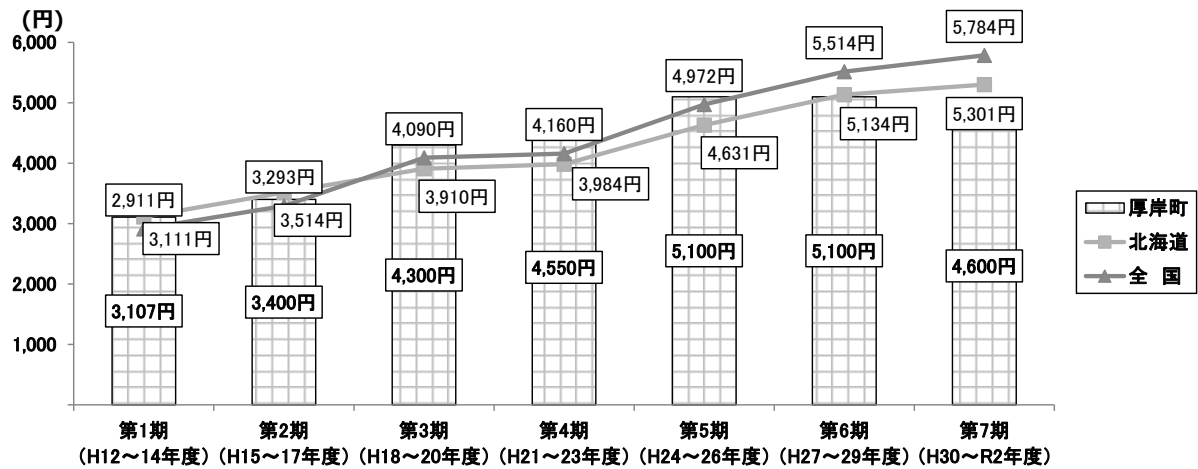
	段 階	対 象 者	基準額に 対する 保険料率	保険料	
				月額	年額
非課税世帯	第1段階	・老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税 ・生活保護受給者 ・世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.5 (0.3)	2,790円 (1,674円)	33,480円 (20,088円)
	第2段階	・世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下	0.69 (0.5)	3,850円 (2,790円)	46,202円 (33,480円)
	第3段階	・世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える	0.75 (0.7)	4,185円 (3,906円)	50,202円 (46,872円)
	第4段階	・世帯内に町民税課税者がいるが本人は非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.9	5,022円	60,264円
課税世帯	第5段階	・世帯内に町民税課税者がいるが本人は非課税で、合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円を超える	1.0	5,580円	66,960円
	第6段階	・本人が町民税課税で、合計所得金額が120万円未満	1.2	6,696円	80,352円
	第7段階	・本人が町民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.3	7,254円	87,048円
	第8段階	・本人が町民税課税で、合計所得金額が210万円以上250万円未満	1.45	8,091円	97,092円
	第9段階	・本人が町民税課税で、合計所得金額が250万円以上320万円未満	1.5	8,370円	100,440円
	第10段階	・本人が町民税課税で、合計所得金額が320万円以上500万円未満	1.65	9,207円	110,484円
	第11段階	・本人が町民税課税で、合計所得金額が500万円以上の人	1.75	9,765円	117,180円

注：()は公費による保険料軽減後の保険料額

注：条例第2条第5項で、保険料決定の際に10円未満は切り捨てると規定している

第2章 各論

(5) 厚岸町・北海道・全国における保険料基準額（第1号被保険者分）の推移



単位：円

	第1期 (H12～ 14年度)	第2期 (H15～ 17年度)	第3期 (H18～ 20年度)	第4期 (H21～ 23年度)	第5期 (H24～ 26年度)	第6期 (H27～ 29年度)	第7期 (H30～ R2年度)
厚岸町	3,107	3,400	4,300	4,550	5,100	5,100	4,600
北海道	3,111	3,514	3,910	3,984	4,631	5,134	5,301
全 国	2,911	3,293	4,090	4,160	4,972	5,514	5,784

第3節 計画の推進について

1. 計画推進への取組及び推進に必要な事項

本計画の円滑な実施と進捗管理を行うため、次の取組を進めます。

(1) 計画推進に向けた全体の取組

本計画の推進に当たっては、国や北海道、関係機関等との連携を図るとともに、住民、サービス事業所、関係団体の協力が不可欠であることから、広く本計画の周知を図り、それぞれの役割を担いながら、一体となって施策の展開を進めていきます。

また、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムを深化・推進していくために、関連する施策の横断的な展開が必要であり、庁内関係部署と連携を図っていきます。

(2) 情報周知と住民ニーズの把握

高齢者保健福祉施策や介護保険制度の理解が深まるよう、本計画書を公表するとともに、町の広報媒体を通じて住民に分かりやすい情報の提供に努めていきます。

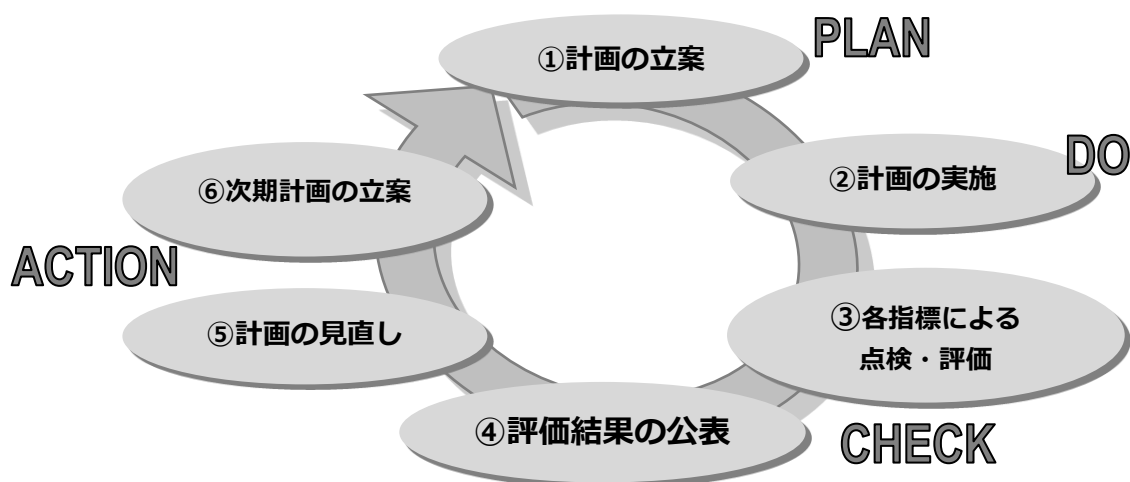
また、サービス等の必要な人に適切な情報が伝わるよう、総合相談窓口がある地域包括支援センター、民生委員、社会福祉協議会と協同して広報・啓発活動に努めていきます。

住民ニーズの把握に当たっては、各種相談、関係機関等との連携、実態調査などを通じて地域住民のニーズや課題の把握に努めていきます。

(3) 計画の推進管理と点検・評価

本計画は、各種サービスの見込量を基礎としており、次期計画に向けた評価点検を継続していく必要があります。そのため、厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会を中心に、評価点検を行い次期計画に反映させることに留意します。

本計画の推進管理については、その実施状況の把握や評価点検等をPDCAサイクルにより行い、計画全体の進行管理を図ります。



第2章 各論

資 料 編

○第8期厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定経過

日 程	内 容
令和2年6月	令和2年度第1回厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会（書面会議） ○ 第8期厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の概要とスケジュールについて
令和2年7月	令和2年度第2回厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会（書面会議） ○ 第8期厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に係るアンケート調査について
令和2年7月下旬～ 令和2年8月下旬	○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 ○在宅介護実態調査
令和2年9月～	介護サービス事業所等のアンケート調査
令和2年10月	関係機関・介護サービス事業所等ヒアリング
令和2年11月	令和2年度第3回厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会（書面会議） ○ 第8期厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に係るアンケート調査結果について ○ 第8期厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画骨子（案） ○ 事業所ヒアリング結果 ○ 第7期高齢者保健福祉事業・地域支援事業実施状況
令和2年12月	令和2年度第4回厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会（書面会議） ○ 第8期厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）【第1章総論】【第2章各論第1節】 ○ 介護保険サービス量の実績と推計 ○ 第7期計画介護保険給付実績状況
令和3年1月	令和2年度第5回厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会 ○ 高齢者の将来推計 ○ 第8期厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）【第2章各論第2節】
令和3年1月19日	厚岸町議会議員協議会 ○ 第8期厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）について
令和3年1月25日～ 令和3年2月3日	関係事業所等意見募集（パブリックコメント）実施
令和3年2月	令和2年度第6回厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会 ○ 第8期厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）について
令和3年2月22日	厚岸町政策会議

○厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会委員名簿

敬称略

	行政機関・団体等	所 属	職 名	氏 名	摘 要
1	町行政関係	厚 岸 町	副町長	會 田 周 二	
2		厚 岸 町 教 育 委 員 会	教育長	酒 井 裕 之	
3	保健医療関係	町 立 厚 岸 病 院	院 長	佐々木 暢 彦	
4		厚 岸 町 医 歯 会		中 村 俊 雄	
5	福祉団体等関係	厚 岸 町 社 会 福 祉 協 議 会	会 長	大 野 繁 嗣	
6		厚岸町民生委員児童委員協議会	会 長	江 幡 満	
7		厚 岸 町 自 治 会 連 合 会	会 長	貢 則 夫	
8		厚 岸 町 老 人 ク ラ ブ 連 合 会	副会長	奥 山 春 夫	
9		厚岸町女性団体連絡協議会	会 長	柿 崎 多佳子	委員長
10		難 病 連 厚 岸 浜 中 支 部	支部長	谷 口 弘	
11		連 合 北 海 道 厚 岸 地 区 連 合	副会長	小 黒 俊 明	
12		身体障害者福祉協会厚岸町分会	会 長	安 達 由 圃	
13		厚 岸 町 手 を つ な ぐ 親 の 会	会 長	上 月 時 夫	
14		厚岸町コミュニケーション障害の会	事務局	室 崎 正 之	副委員長
15		厚 岸 町 消 費 者 協 会	会 長	小野寺 浩 江	副委員長
計		委員15名			

第 8 期厚岸町高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画

令和 3 年 3 月

発		行	厚岸町
編		集	厚岸町保健福祉課
住		所	〒088-1119 厚岸郡厚岸町住の江 1 丁目 2 番地
電		話	0 1 5 3－5 3－3 3 3 3
F	A	X	0 1 5 3－5 3－3 0 7 7
U	R	L	https://www.akkeshi-town.jp
